

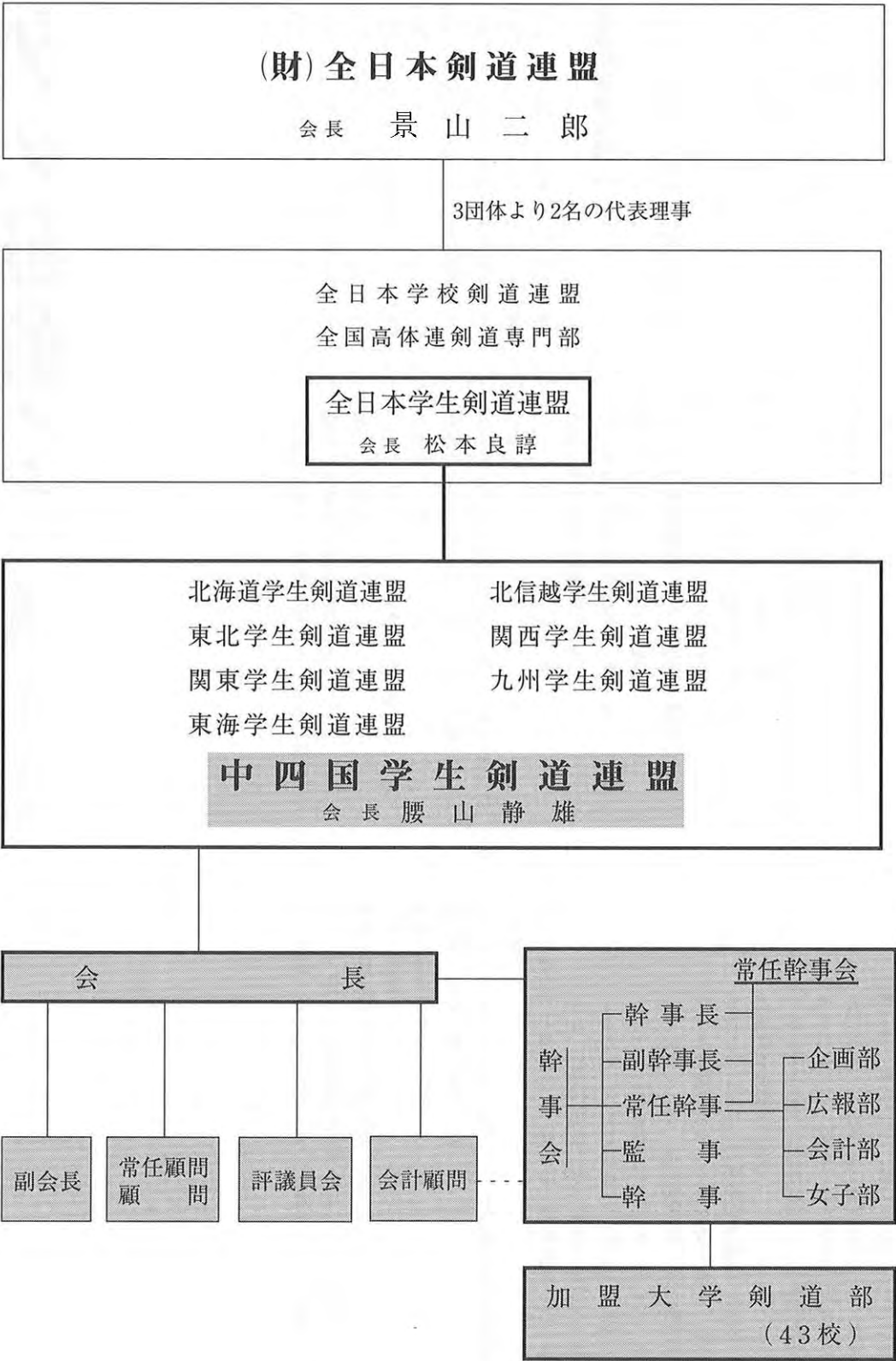
第六章

資料集

No.	大 学 名	所 在 地
1	宇 部 短 期 大 学	〒755 宇部市文京町5-40
2	愛 媛 大 学	〒790 松山市文京町4-2
3	岡 山 県 立 大 学	〒719-11 総社市窪木111
4	岡 山 商 科 大 学	〒700 岡山市津島京町2-10-1
5	岡 山 大 学	〒700 岡山市津島中2-1-1
6	岡 山 理 科 大 学	〒700 岡山市理大町1-1
7	海 上 保 安 大 学 校	〒737 呉市若葉町5-1
8	香 川 大 学	〒760 高松市幸町1-1
9	川 崎 医 療 福 祉 大 学	〒701-01 倉敷市松島288
10	吉 備 国 際 大 学	〒716 高梁市伊賀町8
11	近 畿 大 学 工 学 部	〒737-01 呉市広古新開5-1-3
12	高 知 女 子 大 学	〒780 高知市永国寺町5-15
13	高 知 大 学	〒780 高知市曙町2-5-1
14	山 陽 女 子 短 期 大 学	〒738 廿日市市佐方本町1-1
15	四 国 学 院 大 学	〒765 善通寺市文京町3-2-1
16	四 国 大 学	〒771-11 徳島市応神町古川
17	島 根 大 学	〒690 松江市西川津町1060
18	下 関 市 立 大 学	〒751 下関市大学町2-1-1
19	就 実 女 子 大 学	〒703 岡山市西川原1-6-1
20	順 正 短 期 大 学 校	〒716 高梁市伊賀町8
21	水 産 大 学 校	〒759-65 下関市吉見永田本町2-7-1
22	聖 力 タ リ ナ 女 子 大 学	〒799-24 北条市北条660
23	高 松 短 期 大 学	〒761-01 高松市春日町960
24	東 亜 大 学	〒751 下関市一の宮学園町2-1
25	徳 島 大 学	〒770 徳島市南常三島町1-1
26	徳 島 文 理 大 学	〒770 徳島市山城町西浜傍示180
27	徳 山 大 学	〒745 徳山市久米栗ヶ迫843-4-2
28	鳥 取 大 学	〒680 鳥取市湖山町南4-101
29	鳴 門 教 育 大 学	〒772 鳴門市鳴門町高島
30	萩 女 子 短 期 大 学	〒758 萩市椿東美萩台
31	比 治 山 大 学	〒732 広島市東区牛田新町4-1-1
32	広 島 経 済 大 学	〒731-01 広島市安佐南区祇園町5-37-1
33	広 島 工 業 大 学	〒731-01 広島市佐伯区五日市町三宅725
34	広 島 修 道 大 学	〒731-31 広島市安佐南区沼田町大塚1717
35	広 島 女 子 大 学	〒734 広島市南区宇品東1-1-71
36	広 島 大 学	〒739 東広島市鏡山1-1
37	広 島 電 機 大 学	〒739-03 広島市安芸区中野6-20-1
38	福 山 大 学	〒729-02 福山市学園町1三蔵
39	福 山 平 成 大 学	〒720 福山市御幸町上岩成正戸117-1
40	松 山 大 学	〒790 松山市文京町4-2
41	美 作 女 子 大 学	〒708 津山市上河原32
42	山 口 大 学	〒753 山口市大字吉田1677-1
43	山 口 東 京 理 科 大 学	〒756 小野田市大学通り1-1-1

加 盟 校

1995 (平成7年5月現在・加盟校43校)



「場外の研修会」

資料 昭和六一年八月

昭和六〇年に「余勢場外」の判定が大きく変わり、場外反則となる例が急増した。昭和六一年七月の全国大会で、場外反則の認識がほぼ確定してきた。しかし、中四国連盟では、場外反則の情報と場外の判定についての認識が大学間で大きく違っていた。

このような状況の中、昭和六一年八月の中四国優勝大会に先立ち、連盟加盟の全大学の代表者と審判員を対象に、場外に関する研修会が行なわれた。これは、その時配布された資料である。〈文責〉広島大学 草間益良夫

中四国学生剣道連盟研修会資料「1」

1 全日本学生剣道大会における「場外」の実例とその「判定」について

A 「資料」について

① 第四回全日本女子学生剣道優勝大会

(昭和六〇年一月一日～露橋スポーツセンター)

・六〇試合録画(場外の実例一四・反則の判定二三別表(資料1-表)を参照)

② 第三回全日本学生剣道選手権大会

(昭和六一年七月六日・日本武道館)

・三試合録画(場外の実例0)

③ 第二回全日本女子学生剣道選手権大会

(昭和六一年七月六日・日本武道館)

・五試合録画(場外の実例0)

④ 第三回全日本学生剣道東西対抗試合

(昭和六一年七月六日・日本武道館)

・三九回試合録画(場外の実例4・反則の判定4)

B 「場外の頻度と反則の割合について」

① 場外の頻度について

・一〇七試合で一八例の場外がみられた。(一六・八%
約六試合に一回)

② 場外のなかで判定が「反則」であった割合について

・一八例の場外のなかで「反則」は一七例であった。(九四・四%)

2 場外に関する「大会要項」抜粋

・第三回全日本学生剣道選手権大会

(昭和六一年七月六日・日本武道館)

・第二回全日本女子学生剣道選手権大会

(昭和六一年七月六日・日本武道館)

・第三回全日本学生剣道東西対抗試合

(昭和六一年七月六日・日本武道館)

* 右記大会(すなわち、昭和六一年七月六日の全国大会)において、「場外は、原則として反則とする。」「大会プログラム、P三五 四・四」と定められた。

中四国学生剣道連盟研修会資料「2」

1 「場外反則」に関する新旧対照剣道試合規則

(旧 規則)

第八章 反則 第三十二条

片足が完全に場外に出ること。あるいは、場外において身体の一部または「竹刀」で身体を支えた場合は、場

外とする。なお、倒れたときは、身体の一部が場外に出ること。但し、両者前後した場合は、前者を場外とし、両者同時と認められた時は共に場外とする。

(新 規則)

昭和五四年四月一日改正

第六章 反則 第十九条一号

(1) 追い込まれ、又は、見苦しい引き揚げをして場外に出ること。

改正の理由…旧規則では、試合中、折角相手を追い込んでも、打突に失敗して、場外に出ると反則となるため、攻撃を躊躇し、試合が消極的となるので、これを是正するため、追い込んだ場合は反則とせず、追い込まれ(自己の不利な状況を転換するすべての場合を指す・不用意も含む)、又は、打突後引き揚げた場外に出た場合を反則とした。

改正の要点…試合者が場外に出たとき(その解釈は従前のとおり)は、試合を中止させ、試合者を中央に戻す。この場合、場外に出たことが試合規則第十九条一号に該当すると思われるときは、審判員は合議して反則が否かを決める。

註1 反則があったときは、合議が原則であるが、反則の事実が明らかなきは合議を略し、意思表示によって合議に代えることができる。(意思表示の方法は、反則該当者の方の審判旗を斜下に伸ばす)

註2 場外とは片足が完全に場外に出ること。あるいは、場外において身体の一部または竹刀で身体を支えた

(2) (1)

2

対象とした試合数
一試合所要平均時間

一九五試合
男 三一七秒

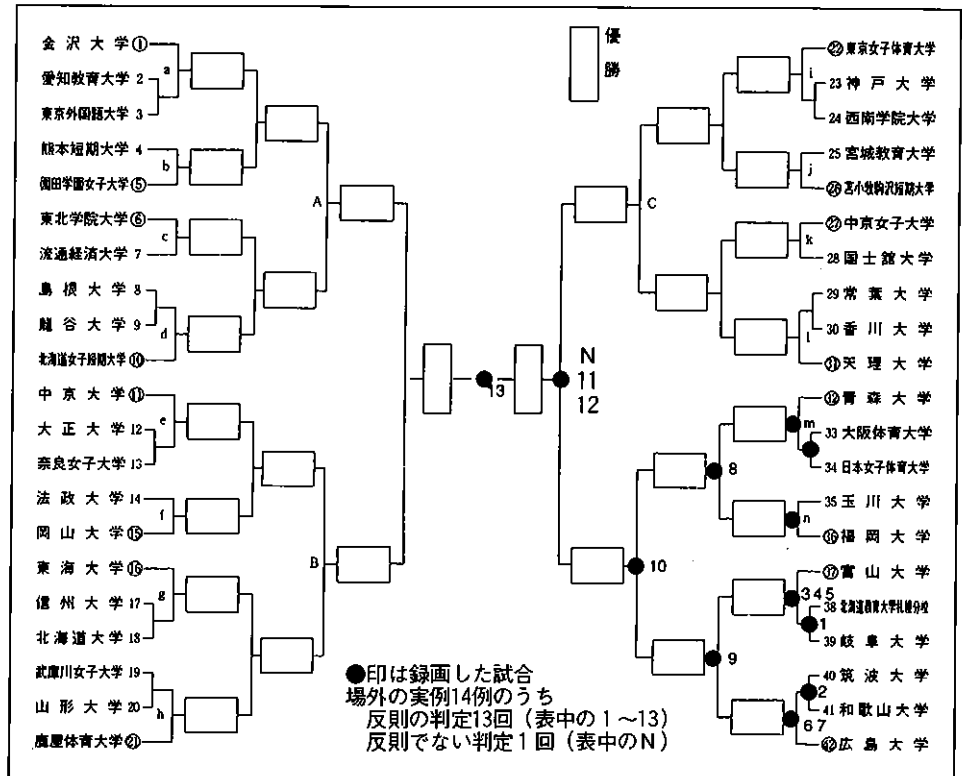
昭和五九年度全日本学生剣道選手権大会及び同女子
選挙権大会における「場外反則」の実態について

場合は場外とする。なお、倒れたときは、身体の一部が場外に出ること。但し、両者前後した場合は、前者を場外とし、両者同時と認められたときは共に場外とする。

(資料1一表)

第4回全日本女子学生

剣道優勝大会組合せ表



(3)

(2)

(1)

対象とした試合数合計 一〇三八試合
(男 八六八試合 女一七〇試合)

一試合当たりの余勢場外数
男 三・五回 女 二・六回

(全日本) 〇・一〇・五回 男子学生 二・五
六・三回 最高二五回 女子学生 最高一六回

試合所要時間に対する余勢場外に費やした時間の割合(一試合当たり)
(全日本) 〇・八% 男子学生 一四・一%(七・

(3)	場外に出た回数 女 三〇四秒 六七一回
(4)	内反則になった回数 四〇回
(5)	場外反則率 六%
(6)	余勢場外率 九四%
(7)	一試合平均場外数 男 三・六回 女 二・二回
(8)	全試合時間に対する 場外数の時間比 八%
(9)	場外の内容 前方への移動により 場外へ出た場合 一七%
(10)	後方への移動の場合 六七%
(11)	身体接触(押し合い)の場合 一四%
(12)	男子五分一本勝ち試合 の出現率 三三%

- 参考文献
- (1) 全日本剣道連盟・剣道試合規則・剣道審判規則、一九八二
 - (2) 香川県剣道連盟・昭和五四年度剣道試合規則・剣道審判規則、一九七九
 - (3) 大塚忠義・高橋亨・剣道の昭和五四年ルールに関する実態調査及びその考察(その二)―試合様相の記録を中心として、武道学研究一七、一四一五、一九八五
 - (4) 武道学研究一八、三七一三八、一九八五
 - (5) 剣道時代編集部・新ルール実施ガイド、体育とスポーツ出版社、剣道時代四月号三三三、一九七九
 - (6) 同上・再考! 試合審判規則、体育とスポーツ出版社、剣道時代五月号二六三、一九八六
 - (7) 作道正夫・学生剣道を考える(その二)、体育とスポーツ出版社、剣道時代四月号二八三、一九八六
 - (8) 同上・学生剣道を考える(その二)、体育とスポーツ出版社、剣道時代六月号二六三、一九八六
 - (9) 剣道日本編集部・施行目前の改正ルールの実態、スキージャーナル、剣道日本三月号三八一四七、一九七九

- (1) 九・一九・八% 女子学生 九・六%(七・一、一三・一%)
- (2) *男子学生の年度別推移 S五七年度、一三・五% S五八年度、一七・一% S五九年度、九・七%
- (3) 余勢場外の内容について
- (4) a、前方への移動(前に出る技)により場外へ出た場合 男 一七・四% 女 一八・六%
b、後方への移動(ひき技)により場外へ出た場合 男 六六・九% 女 六九・八%
c、身体接触により場外へ出た場合 男 一五・六% 女 一一・六%
- (5) 余勢場外と競技者の得点との関連
a、互角の状態での余勢場外 男 六一・一% 女 六四・七%
b、一本先取した状態での余勢場外 男 一三・二% 女 一一・四%
c、一本先取された状態での余勢場外 男 二五・七% 女 二三・九%

竹刀に関する調査 場外に関する調査

集計資料 昭和62年5月

竹刀に関するアンケート (中・四国学生剣道連盟)

(大学名) (氏名) (性別: 男・女) (年齢 歳) (学年 年) (段位: 段) (剣道経験年数: 年)
(出身県) (高校名) (高校での選手経験: 有・無) (高校でのベスト成績:)
(大学での中四国大会レベルの選手経験: 有・無) (大学でのベスト記録:)
(身長: cm) (体重: kg) (握力: 右= kg, 左= kg) (背筋力: kg)

I) つぎの質問に答え下さい。答えは数字で () の中に記入して下さい。

- 現在使用している竹刀の本数は? (竹刀: 本) (カーボンシナイ: 本)
- 現在使用している竹刀の1本あたりの平均値段は? (竹刀: 円) (カーボンシナイ: 円)
- 普段使用している竹刀の長さとおもさは? (長さ: 尺 寸) (重さ: g)
- 試合で使用している竹刀の長さとおもさは? (長さ: 尺 寸) (重さ: g)

II) つぎの質問に対して、該当する番号を○で囲んで下さい。また、意見等の記入は () の中にして下さい。

- 全日本剣道連盟の規則として、昭和61年9月1日より「大学・一般の女子の竹刀重量が400gから450gに改正された」ことを知っていますか。 (1 知っていた, 2 知らなかった)
- 女子の竹刀重量の改正の理由を知っていますか。 (1 知っている, 2 知らない)
(「知っている」と答えた人は、「改正の理由」に対する意見を記入して下さい。)
- *女子の方のみに質問します。今までに、450g以上の竹刀を使用したことがありますか。 (1 ある, 2 ない)
(「450g以上を使用したことがある」人は、使用した感想を記入して下さい。)
- *女子の方のみに質問します。「竹刀重量が450g以上になること」に対する意見を記入して下さい。

III) つぎの質問に対して、該当する番号を○で囲んで下さい。また、意見等の記入は () の中にして下さい。

- カーボンシナイを使用したことがありますか。 (1 ある, 2 ない)
*「1」で「ある」と答えた人のみ、2, 3, 4の質問に答え下さい。
- カーボンシナイはどんな稽古で使いますか。 (1 素振り, 2 基本打ち, 3 かかり稽古, 4 地稽古, 5 試合稽古)
- カーボンシナイの耐久性は、竹刀に比べてどうですか。 (1 悪い, 2 変わらない, 3 良い・・・ [約 倍])
- カーボンシナイの使用感は、竹刀に比べてどうですか。 (1 使いにくい, 2 変わらない, 3 使い良い)
(具体的な使用感を記入して下さい。)
- カーボンシナイで打突された場合は、竹刀に比べてどうですか。 (1 痛い, 2 変わらない, 3 痛くない, 4 経験がない)

IV) つぎの質問に対して、該当する番号を○で囲んで下さい。

- *男子のみに質問します。大学男子の竹刀重量500gについてどう思いますか?
(1 軽い, 2 少し軽い, 3 良い, 4 少し重い, 5 重い)
- *女子のみに質問します。大学女子の竹刀重量450gについてどう思いますか?
(1 軽い, 2 少し軽い, 3 良い, 4 少し重い, 5 重い)
- 最適竹刀重量と身長・体重との関連性についてどう思いますか?
(1 ない, 2 あまりない, 3 どちらともいえない, 4 すこしある, 5 ある)
- 最適竹刀重量と筋力(握力・腕力等)との関連性についてどう思いますか?
(1 ない, 2 あまりない, 3 どちらともいえない, 4 すこしある, 5 ある)
- 竹刀の重量が、剣道の打突技術(特に連続わざ)に与える影響についてどう思いますか?
(1 ない, 2 あまりない, 3 どちらともいえない, 4 すこしある, 5 ある)
- *女子のみに質問します。現在の体力で450gの竹刀を使用したら、身体に障害が生ずると思いますか?
(1 思わない, 2 あまり思わない, 3 どちらともいえない, 4 少し思う, 5 思う)
- *女子のみに質問します。現在の体力で425gの竹刀を使用したら、身体に障害が生ずると思いますか?
(1 思わない, 2 あまり思わない, 3 どちらともいえない, 4 少し思う, 5 思う)
- 高校女子では竹刀重量を425gで実施することを決定しました(高体連)。この決定と、女子の体力の発達(推移)とを考えたうえで、大学女子の竹刀重量はどれくらいにしたらいいと思いますか?
(1: 現状の400g, 2: 高校女子と同じ425g, 3: 430~445gの間, 4: 450g, 5: その他 [g])

昭和六一年九月に全日本剣道連盟の試合規則の一部が改正された。その改正には「女子の竹刀重量を四五〇g以上」とする内容が含まれていた。
中四国学生剣道連盟の女子部員の「四五〇gは重すぎる」との意見をもとに、昭和六一年一月から二月に、使用竹刀の現状把握と筋力測定を行ない、「四五〇g」の妥当性についての調査を行なった。
また、昭和六一年から問題とされてきた、「場外反則」

の認識についての普及状況を把握する調査も行なった。
次の資料は、左記①と②の集計結果である。昭和六二年五月に行なわれた、連盟加盟の全大学の代表者と審判員を対象とした説明会で配布されたものである。
① 竹刀に関するアンケート(四八一名)
② 試合・審判規則に関するアンケート(四九七名)

〈文責〉 広島大学 草間益良夫

剣道試合・審判規則についてのアンケート (中・四国学生剣道連盟)

(大学名) (氏名) (性別:男・女) (年齢 歳) (学年 年) (段位 段) (剣道経験年数 年)
 (出身県) (出身高校) (高校時代の選手経験:有・無) (高校時代のベスト成績:)
 (大学での選手経験:有・無) (大学でのベスト成績:)

質問についての答え方は、それぞれの質問の回答欄にある該当する数字を○で囲んで下さい。

「たいへんそう思う」場合は・・・5に○
 「ややそう思う」場合は・・・4に○
 「どちらともいえない」場合は・・・3に○
 「あまり思わない」場合は・・・2に○
 「まったく思わない」場合は・・・1に○

(記入例)

a. 剣道をすると、姿勢が良くなる。(「ややそう思う」場合は) → 5 ④ 3 2 1

1) 「打突後の残心が大切である」と考え、「見苦しい引き上げをした時は有効にしない」という規則について質問いたします。

- a. 審判、それぞれの好みや考え方によって、「見苦しいか、どうか」の判断がちがう。
- b. 学生の試合では「残心」はよく行われているが、高段者の試合ではあまり行われていない。
- c. 「残心」はかっこうだけをしている。

a. 5 4 3 2 1
 b. 5 4 3 2 1
 c. 5 4 3 2 1

2) 「打突の意思のない「つばぜりあい」は、「約20秒をめやす」に「注意」を与え、「注意」2回で、「反則」1回とする。」という規則について質問いたします。

- a. 「注意」の多くが「双方」になっている。
- b. 「打突の意思」の判断や、「20秒」の長さが審判によって違う。
- c. 「注意」の意思表示をするとき、副審は主審につられやすい。
- d. 「約20秒をめやす」にしているが、20秒は長すぎる。
- e. 「つばぜりあい」からの打ちは「1本」になりにくい。
- f. 「つばぜりあい」から「頭を下げて、別れる」ことがあって、緊張したムードがなくなる。
- g. 先に「1本」取った者が、勝つ手段として「つばぜりあい」を長引かせることがある。

a. 5 4 3 2 1
 b. 5 4 3 2 1
 c. 5 4 3 2 1
 d. 5 4 3 2 1
 e. 5 4 3 2 1
 f. 5 4 3 2 1
 g. 5 4 3 2 1

3) 「追い込まれ、又は、見苦しい引き上げをして『場外』に出ることを反則とする」という規則について質問いたします。

①昭和60年までの試合について答えて下さい。

- a. 打突後すぐに場外へ出ることが多い。
- b. 審判によって、場外の「反則か、どうか」の判断が違う。
- c. 「つばぜりあい」から離れるためや、「不利な状態」を転換するために、打って場外へ出る。
- d. 正しい「体あたり」で相手を場外へ出しても「反則」にならないことが多い。
- e. 打突後に場外へ出ることが多いので、試合時間が長くなる。

a. 5 4 3 2 1
 b. 5 4 3 2 1
 c. 5 4 3 2 1
 d. 5 4 3 2 1
 e. 5 4 3 2 1

②昭和61年からの試合について答えて下さい。

- a. 打突後すぐに場外へ出ることが多い。
- b. 審判によって、場外の「反則か、どうか」の判断が違う。
- c. 「つばぜりあい」から離れるためや、「不利な状態」を転換するために、打って場外へ出る。
- d. 正しい「体あたり」で相手を場外へ出しても「反則」にならないことが多い。
- e. 打突後に場外へ出ることが多いので、試合時間が長くなる。

a. 5 4 3 2 1
 b. 5 4 3 2 1
 c. 5 4 3 2 1
 d. 5 4 3 2 1
 e. 5 4 3 2 1

表10 女子の竹刀重量と障害との関係

障害が生ずると思いますか	450g	425g
思わない	8.2 %	29.1 %
あまり思わない	13.5 %	36.6 %
どちらともいえない	25.6 %	16.7 %
少し思う	24.1 %	14.2 %
思う	28.6 %	4.4 %

表11 女子の最適竹刀重量について

最適竹刀重量	女子の意見	男子の意見
400g	25.4 %	8.3 %
425g	61.5 %	35.6 %
430~445g	10.0 %	24.4 %
450g	3.1 %	31.7 %

表12 使用しているカーボンシナイの本数

カーボンシナイ本数	男子	女子
0本	87.5 %	94.6 %
1本	12.5 %	5.4 %
2本以上	0.0 %	0.0 %

表13 日本人の体力標準値による握力(計測値)

	男子		女子	
	平均値	S.D.	平均値	S.D.
中学生	36.73kg	8.20	27.57kg	4.70
高校生	46.03kg	7.24	29.47kg	4.84
大学生	48.28kg	6.86	30.20kg	6.00

表14 日本人の体力標準値による握力(男子に対する割合)

	男子		女子	
	男子に対する割合(%)	男子に対する割合(%)	男子に対する割合(%)	男子に対する割合(%)
中学生	100 %		75.06 %	
高校生	100 %		64.02 %	
大学生	100 %		62.55 %	

表15 日本人の体力標準値による握力(大学生に対する割合)

	男子		女子	
	大学生に対する割合(%)	大学生に対する割合(%)	大学生に対する割合(%)	大学生に対する割合(%)
中学生	76.08 %		91.29 %	
高校生	95.34 %		97.58 %	
大学生	100 %		100 %	

表16 中四国連盟 筋力測定 相関表

	握力(右)		握力(左)		背筋力	
	相関係数	判定	相関係数	判定	相関係数	判定
①段位	0.235	*	0.248	*	0.138	
②身長	0.401	***	0.424	***	0.127	
③体重	0.471	***	0.558	***	0.288	**
④上腕最大囲(右)	0.446	***	0.443	***	0.274	**
⑤上腕最大囲(左)	0.390	***	0.424	***	0.270	**
⑥前腕最大囲(右)	0.482	***	0.525	***	0.217	*
⑦前腕最大囲(左)	0.427	***	0.507	***	0.255	*

* P<0.05
** P<0.01
*** P<0.001

表1 竹刀の重量

*昭和61年9月1日		中学生	高校生	大学・一般
改正前	男子	375g以上	450g以上	500g以上
	女子	375g以上	400g以上	400g以上
改正後	男子	425g以上	470g以上	500g以上
	女子	400g以上	425g以上	450g以上

◎改正の理由

①軽い竹刀は竹が薄いため破損しやすく、特に中学生の体位の向上が著しいため破損する率が高い。また竹刀による事故が問題になっており、安全性から考えると重量を重くした方がよい。

②女子の剣道は打ちが非常に軽く、右手が勝った打ちになっている。これを矯正し、しっかりした打ちをさせるにはある程度竹刀を重くした方がよい。

「昭和62年4月10日に再度の規格の改正」

*昭和62年10月1日		中学生	高校生	大学・一般
改正後	男子	425g以上	470g以上	500g以上
	女子	400g以上	410g以上	420g以上

表7 使用している竹刀の本数

竹刀の本数	男子	女子
0本	1.2 %	0.0 %
1本	16.2 %	15.6 %
2本	57.1 %	58.5 %
3本	20.7 %	22.2 %
4本	3.8 %	3.0 %
5本以上	2.0 %	0.7 %

表8 カーボンシナイの使用感(n=70)

使用感	割合
竹刀より使いにくい	42.9 %
竹刀と変わらない	40.0 %
竹刀より使いよい	17.1 %

表2 女子の使用竹刀の重量

竹刀の重量	稽古時	試合時
400g	14.7 %	20.0 %
401g以上 425g	47.3 %	49.6 %
426g以上 450g	30.2 %	24.0 %
451g以上 500g	7.8 %	6.4 %

表3 男子の使用竹刀の重量

竹刀の重量	稽古時	試合時
450g以下	0.3 %	0.0 %
451g以上 499g	2.4 %	0.0 %
500g	25.1 %	37.8 %
501g以上 525g	54.2 %	51.7 %
526g以上 550g	15.0 %	9.3 %
551g以上	3.0 %	0.9 %

表4 最適竹刀重量と身長・体重との関連性について

意見	女子	男子
ない	2.2 %	6.4 %
あまりない	10.4 %	13.1 %
どちらともいえない	28.4 %	24.5 %
少しある	35.1 %	34.4 %
ある	23.9 %	21.6 %

表5 最適竹刀重量と筋力(握力等)との関連性について

意見	女子	男子
ない	1.4 %	2.9 %
あまりない	0.8 %	7.0 %
どちらともいえない	4.5 %	15.7 %
少しある	45.9 %	37.0 %
ある	47.4 %	37.4 %

表6 竹刀重量が打突技術(特に連続わざ)に与える影響

意見	女子	男子
ない	0.7 %	2.6 %
あまりない	3.7 %	4.7 %
どちらともいえない	12.6 %	11.4 %
少しある	34.1 %	41.4 %
ある	48.9 %	39.9 %

表18 女子の段位別による比較

		2段以上 n=59		初段以下 n=38		t検定	
		平均	S.D.	平均	S.D.	tの値	判定
①身長		157.88cm	4.19	158.47cm	5.34	1.443	
②体重		52.07kg	5.15	50.52kg	5.25	2.012	
③上腕最大囲	(右)	25.04cm	2.09	24.74cm	1.99	0.701	
	(左)	24.11cm	2.06	24.04cm	1.96	0.172	
④前腕最大囲	(右)	24.31cm	1.56	23.78cm	1.26	1.761	
	(左)	23.60cm	1.53	23.50cm	1.31	0.326	
⑤握力	(右)	33.16kg	5.21	30.13kg	5.22	2.793	**
	(左)	30.83kg	4.74	28.47kg	4.25	2.486	*
⑥背筋力		95.64kg	24.13	94.26kg	24.19	0.272	

*: $P < 0.05$
 **: $P < 0.01$

備考 ・対象大学 (中四国学生剣道連盟加盟大学)
 ・段位の平均 (2段以上=2.34段, 初段以下=0.83段)
 ・剣道経験年数の平均 (2段以上=7.42年, 初段以下=2.21年)

表17 男女別の比較

		男子 n=212		女子 n=97		女/男
		平均	S.D.	平均	S.D.	
①身長		170.64cm	4.93	157.33cm	4.71	92.2%
②体重		64.30kg	6.99	51.84kg	5.27	80.6%
③上腕最大囲	(右)	27.77cm	1.98	24.92cm	2.04	89.7%
	(左)	26.13cm	2.01	24.08cm	2.01	92.2%
④前腕最大囲	(右)	27.43cm	1.32	24.11cm	1.47	87.9%
	(左)	26.45cm	1.36	23.56cm	1.44	89.1%
⑤握力	(右)	49.55kg	6.06	31.97kg	5.40	64.5%
	(左)	46.99kg	5.87	29.91kg	4.68	63.7%
⑥背筋力		144.59kg	23.17	95.09kg	24.04	65.8%

備考 ・対象大学 (中四国学生剣道連盟加盟大学)
 ・段位の平均 (男子=2.55段, 女子=1.70段)
 ・剣道経験年数の平均 (男子=9.03年, 女子=5.38年)

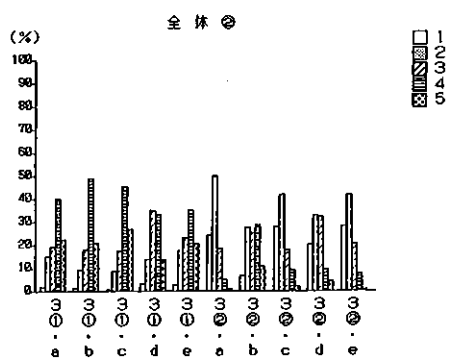
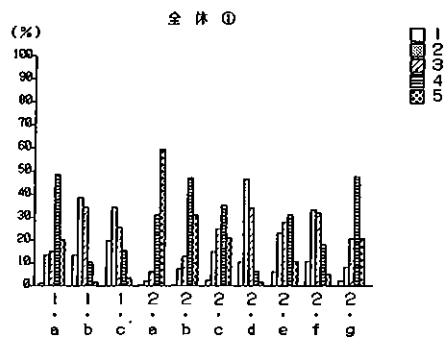


表19 剣道試合・審判規則のアンケートの集計結果 (全体)

	全体 (n=497)	
	平均	標準偏差
1-a	3.74	0.98
1-b	2.47	0.92
1-c	2.49	1.09
2-a	4.47	0.75
2-b	4.01	0.90
2-c	3.58	1.06
2-d	2.43	0.84
2-e	3.17	1.10
2-f	2.73	1.05
2-g	3.76	0.95
3①-a	3.66	1.05
3①-b	3.79	0.94
3①-c	3.88	0.94
3①-d	3.41	1.00
3①-e	3.53	1.10
3②-a	2.08	0.86
3②-b	3.09	1.13
3②-c	2.16	1.02
3②-d	2.44	1.06
3②-e	2.10	0.93
3①と3②のt検定	a=25.952 *** b=10.617 *** c=27.644 *** d=14.839 *** e=22.132 ***	

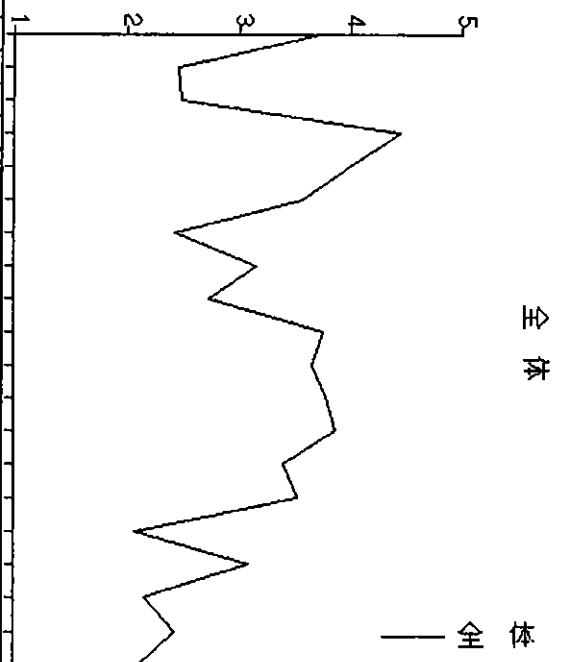


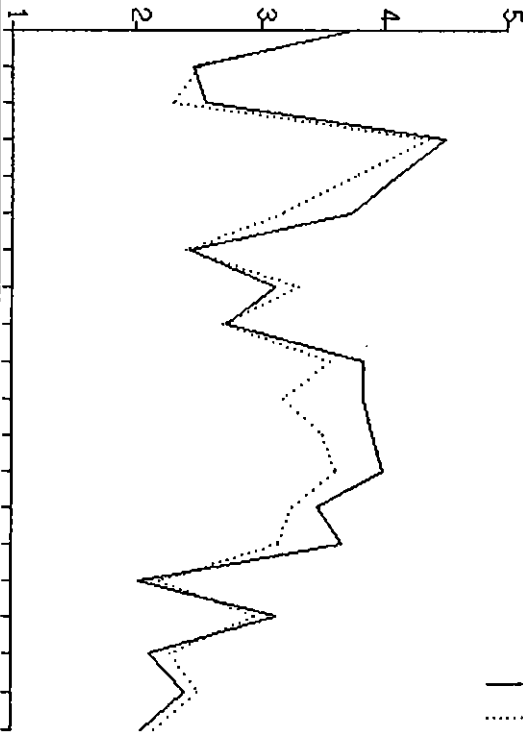
表20 剣道試合・審判規則のアンケートの集計結果（男女別）

	男子 (n=360)		女子 (n=137)		t検定
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	
1-a	3.75	1.01	3.72	0.89	
1-b	2.46	0.96	2.51	0.83	
1-c	2.56	1.14	2.31	0.94	*
2-a	4.51	0.75	4.37	0.75	
2-b	4.11	0.87	3.77	0.93	***
2-c	3.73	1.04	3.18	1.02	***
2-d	2.44	0.89	2.40	0.71	
2-e	3.12	1.12	3.30	1.04	
2-f	2.74	1.09	2.70	0.92	
2-g	3.84	0.98	3.56	0.82	**
3①-a	3.84	1.02	3.19	1.01	***
3①-b	3.90	0.89	3.50	1.02	***
3①-c	3.99	0.93	3.60	0.92	***
3①-d	3.46	1.04	3.27	0.89	*
3①-e	3.67	1.12	3.15	0.93	***
3②-a	2.04	0.86	2.21	0.86	
3②-b	3.13	1.16	2.97	1.04	
3②-c	2.12	1.00	2.29	1.04	
3②-d	2.41	1.10	2.51	0.95	
3②-e	2.07	0.95	2.17	0.87	
3①と3②のt検定	a = 25.598 *** b = 9.992 *** c = 25.982 *** d = 13.160 *** e = 20.671 ***		a = 8.647 *** b = 4.259 *** c = 11.043 *** d = 6.833 *** e = 9.007 ***		

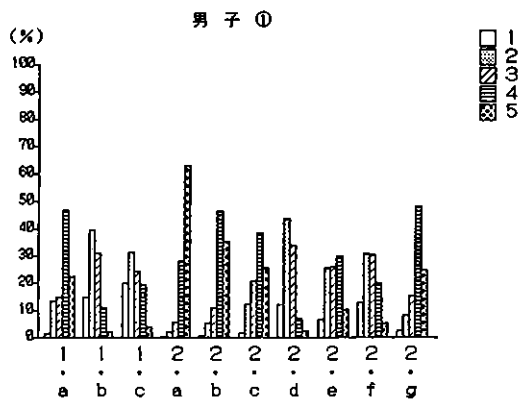
2 男子と女子の比較

男女別

— 男子
..... 女子



2男子



3女子

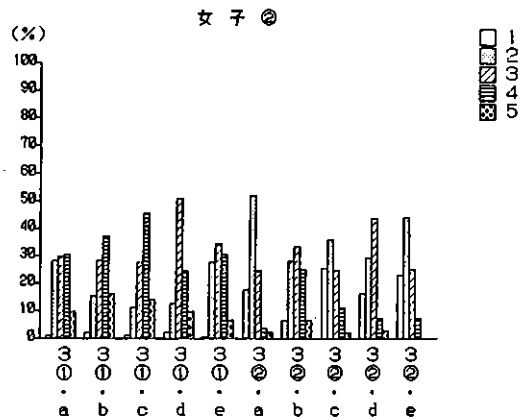
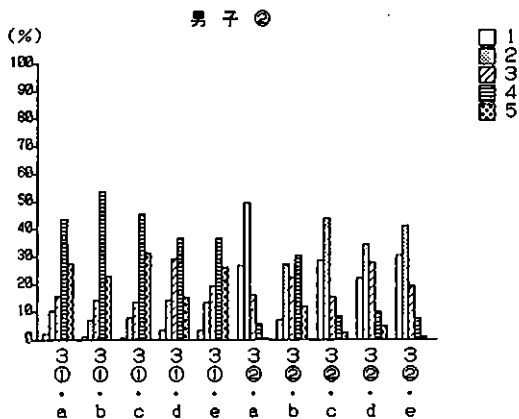
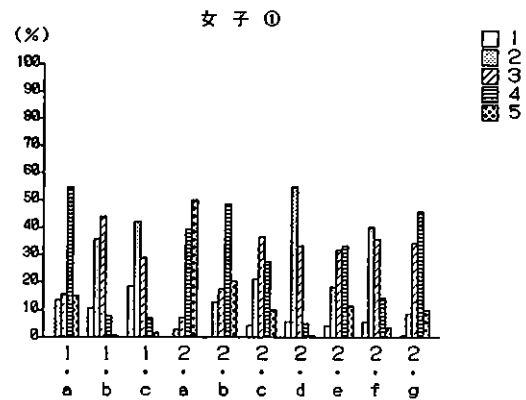
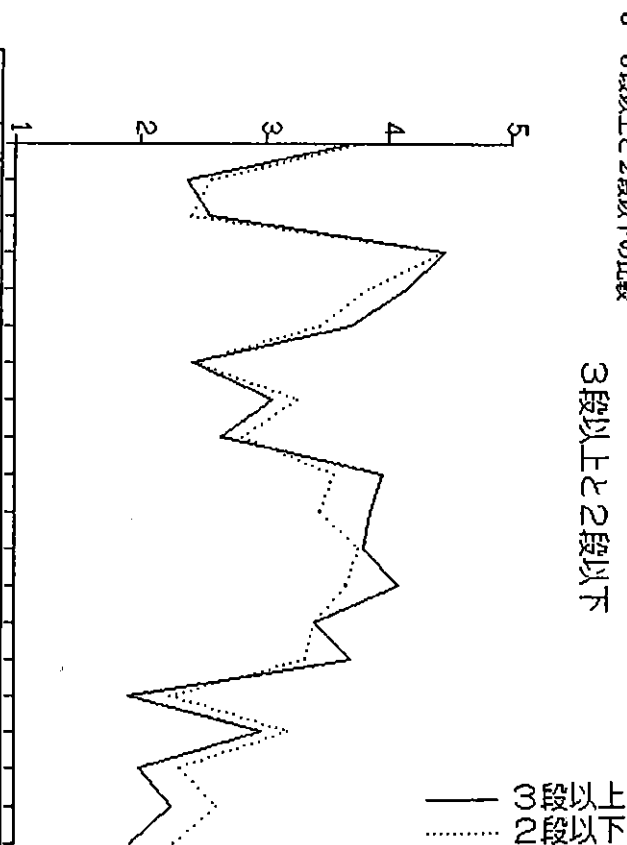
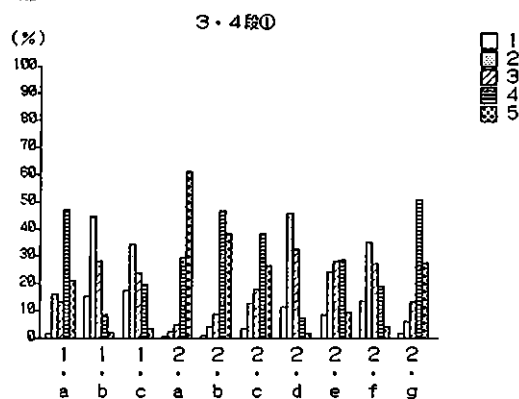


表21 剣道試合・審判規則のアンケートの集計結果(段位別)

	3段以上の者 (n=251)		2段以下の者 (n=243)		t検定
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	
1-a	3.70	1.04	3.78	0.90	
1-b	2.38	0.93	2.67	0.90	*
1-c	2.67	1.10	2.41	1.08	
2-a	4.48	0.79	4.47	0.72	
2-b	4.17	0.86	3.85	0.92	***
2-c	3.71	1.12	3.45	0.99	**
2-d	2.42	0.87	2.44	0.82	
2-e	3.07	1.13	3.28	1.06	*
2-f	2.65	1.08	2.82	1.01	
2-g	3.96	0.92	3.67	0.94	***
3①-a	3.86	1.02	3.45	1.05	***
3①-b	3.81	0.95	3.76	0.93	
3①-c	4.09	0.87	3.67	0.97	***
3①-d	3.40	1.11	3.40	0.86	
3①-e	3.71	1.14	3.33	1.01	***
3②-a	1.92	0.81	2.25	0.89	***
3②-b	2.98	1.17	3.19	1.08	*
3②-c	2.01	0.99	2.32	1.03	***
3②-d	2.27	1.07	2.62	1.02	***
3②-e	1.93	0.91	2.28	0.92	***
3①と3②のt検定	a=23.597 *** b=8.725 *** c=25.003 *** d=11.612 *** e=19.333 ***		a=13.590 *** b=6.234 *** c=14.874 *** d=9.114 *** e=11.981 ***		



1 3・4段



5 0・1・2段

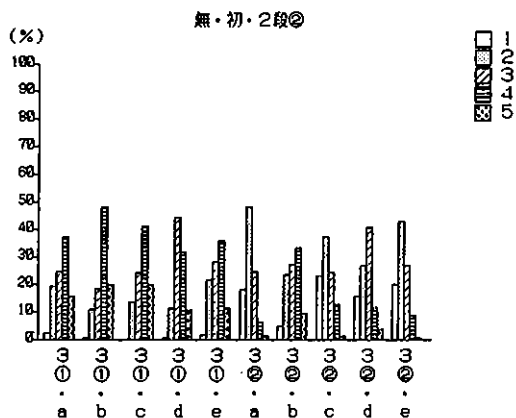
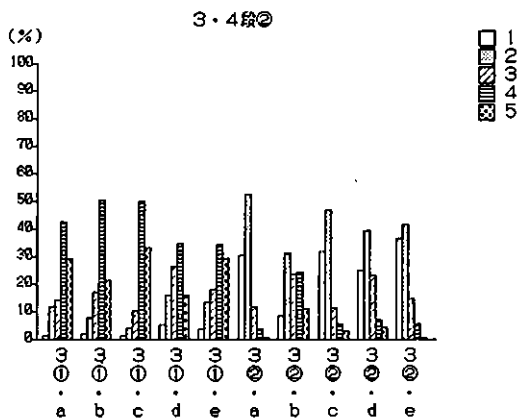
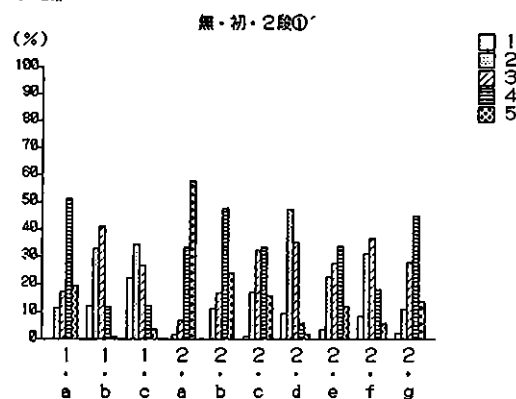
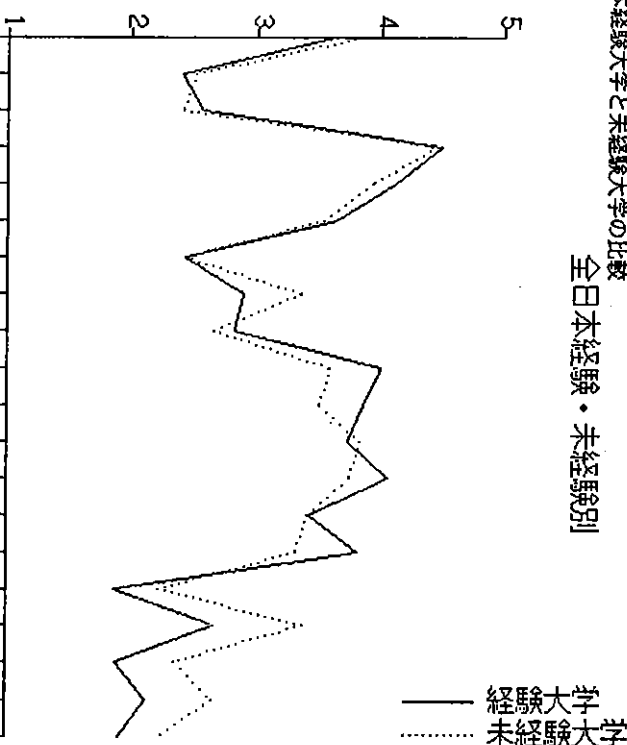


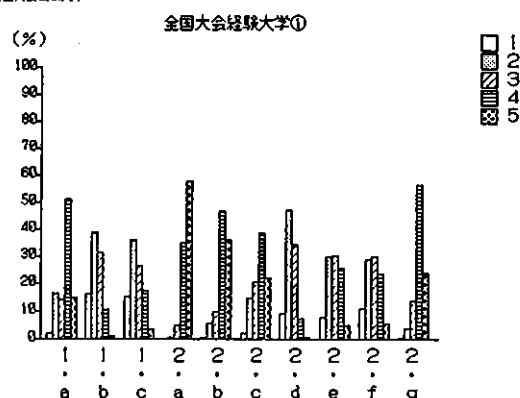
表22 剣道試合・審判規則のアンケートの集計結果（経験別）

	全日本経験大学 (n=210)		全日本未経験大学 (n=287)		検 定
	平 均	標準偏差	平 均	標準偏差	
1-a	3.60	1.01	3.84	0.94	**
1-b	2.41	0.94	2.52	0.90	
1-c	2.58	1.07	2.42	1.10	
2-a	4.50	0.69	4.46	0.80	
2-b	4.12	0.88	3.93	0.91	*
2-c	3.64	1.07	3.54	1.06	
2-d	2.43	0.81	2.43	0.87	
2-e	2.90	1.04	3.37	1.10	***
2-f	2.83	1.09	2.66	1.00	
2-g	4.00	0.78	3.59	1.02	***
3①-a	3.86	1.01	3.51	1.06	***
3①-b	3.73	0.98	3.83	0.91	
3①-c	4.06	0.86	3.75	0.98	***
3①-d	3.42	1.04	3.40	0.97	
3①-e	3.82	1.06	3.32	1.08	***
3②-a	1.88	0.75	2.23	0.91	***
3②-b	2.68	1.05	3.38	1.10	***
3②-c	1.89	0.86	2.37	1.07	***
3②-d	2.13	0.95	2.67	1.08	***
3②-e	1.92	0.88	2.23	0.95	***
3①と 3②の 検定	a=22.808 *** b=10.594 *** c=25.856 *** d=13.271 *** e=19.986 ***		a=15.522 *** b=6.340 *** c=16.113 *** d=8.519 *** e=12.838 ***		

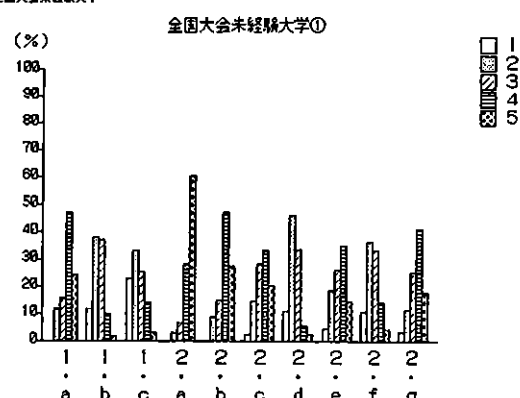


4 全日本経験大学と未経験大学の比較
全日本経験・未経験別

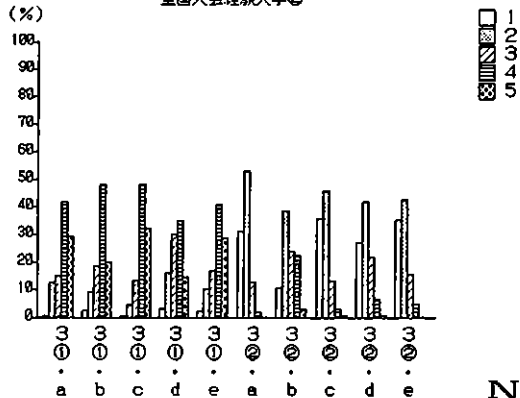
6 全国大会経験大学



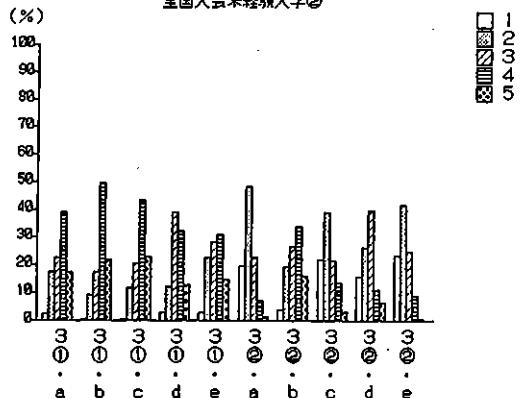
7 全国大会未経験大学



全国大会経験大学②



全国大会未経験大学②



NO8

剣道における疼痛訴えとその対策についての調査研究

研究資料

昭和六十二年から大会救護医師として、また、審判として参加させていただき今日に至っておりますが、ちょうどこの頃より剣道障害の予防法を知り、医学的見地から剣道を見つめなおしてみたいと思っております。そしてその翌年の昭和六十三年に岡山で開催されました全国教職員剣道大会で、救護医師として救護を担当したのを契機に剣道の障害部位を知る機会を得て、大会実行本部の協力の基に、アンケートを主体とした調査を開始いたしました。このアンケートの調査対象は全国教職員剣道大会や全日本医師剣道大会及び岡山県内で開催されました剣道大会の参加選手の方々でしたが、二〇才前後の年代が少なかつたため、中四国学生剣道連盟にもお願いし調査いたしました。こうして、各年代が含まれた結果を「剣道における年齢別の疼痛訴えとその対策についての調査研究」(Japanese Journal of Sports Sciences 第九巻第九号五九六—六〇二 平成二年九月一日発行)として報告し、その要約を「二〇才からの年代別の稽古法」(剣道日本一九九〇年九月号)の一章として記載しました。この結果より、剣道障害は大学生では比較的少ないが、足周囲の障害が多い傾向があることがわかりました。大会顧問医師として選手が試合前に提出している足保護具の申請用紙に足部の図を添付し、足周囲の障害を直接検診しました。

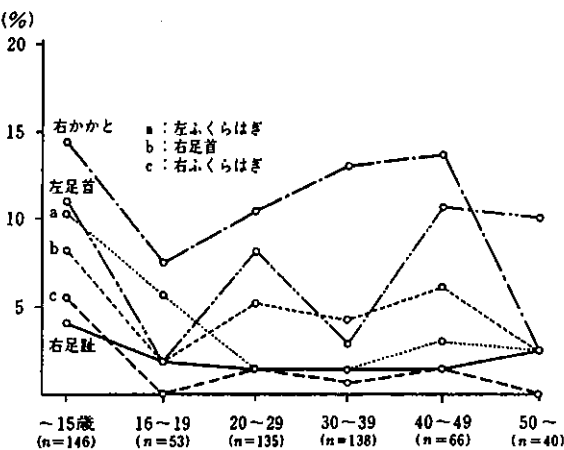


図1 年齢階層別の疼痛部位
その1. 15歳以下で有訴率が最も高い部位

松から高知まで自転車について試合をして帰ってきたと聞いたが、自分にはできそうもない。もちろん時代により体力は変わるかもしれないが、試合は晴れ舞台であることには変わりはないので、試合には足保護具をつけずに出場して欲しい」という内容でした。植田先生の試合に対する心構えにふれた思いがしました。

三年七月」と「大学生剣道選手における手足損傷とその処置の現状」(日本臨床スポーツ医学会一九九三年一月)に発表しました。この両者の結果の一部及び、足保護具の申請表を紹介させていただきます。

最後になりましたが、ここに発表しました研究は、岡山大学の吉良尚平先生のご尽力によるところが多く、この場をおかりし深謝いたします。

〈文責〉 国立福山病院 整形外科 渡邊博義

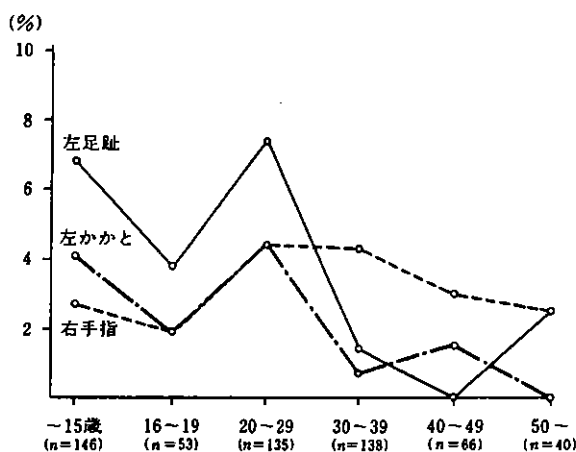


図2 年齢階層別の疼痛部位
その2. 20~29歳で有訴率が最も高い部位

番号

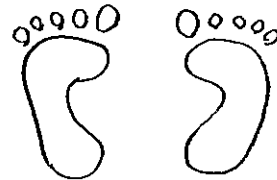
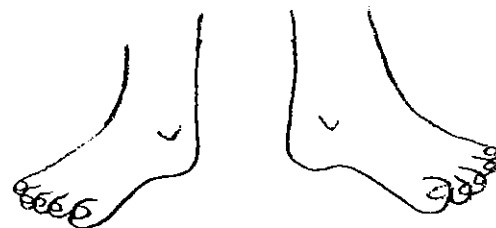
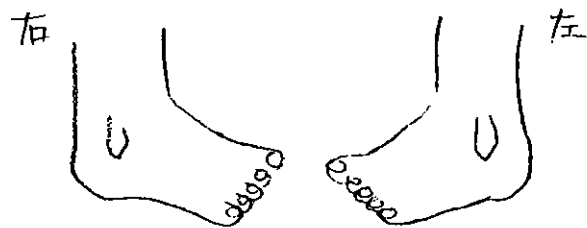
保護具（タビ、サポーター、テーピング、その他）使用申請と検診結果

大学名：_____ 氏名：_____

申請保護具：1. タビ 2. サポーター 3. テーピング 4. その他（ ）

- 理由： 1. 切傷、擦傷
2. ひび割れ
3. 捻挫
4. まめ
5. その他（ ）

使用部位の名称：_____
*集計時には番号化



問1. 損傷の原因（重複回答）

1. 稽古量が多い。
2. 稽古内容
3. 自分の稽古（剣道）の仕方
4. 自分の身体的特徴
5. 過去の損傷に起因
6. 不可抗力・事故
7. その他（ ）

問2. 保護具の使用（択一回答）

1. 試合の時のみ
2. 普段の稽古中も
3. 日常生活でも

問3. 使用開始の動機（択一回答）

1. 自発的に
2. 先輩・同輩の勧め
3. 指導者の勧め
4. 医師の勧め

問4. この試合前1カ月での稽古量

1. 1回当たりの稽古時間： _____ 時間
2. 1週間当たりの稽古回数： _____ 回
3. _____ 時間/週（計算して記入）

検診結果での判定

- 1：使用の必要なし
- 2：使用可・現状のまま
- 3：使用可・要精査
- 4：使用可・要治療

所見等の記入欄：

1. 疼痛の強さ
 - 1)寝ていて目がさめる程
 - 2)じっとしていても痛みあり
 - 3)押さえれば痛みあり
 - 4)動かせば痛みあり
2. 疼痛の障害度
 - 1)日常生活で支障あり
 - 2)稽古に支障あり
 - 3)特に支障なし
3. 骨折の既往：なし・あり（部位： _____ , _____ 才）
（変形：あり・なし, _____ その他： _____ ）
4. ア腱の断裂の既往：なし・あり（ _____ 才, リハ期間： _____ カ月）
（変形：あり・なし, _____ その他： _____ ）

表1 全国教職員剣道大会参加者の疼痛に対する工夫

予防的工夫	記入者数	中項目合計	(%)*
(1)稽古に関連			
A.十分な準備運動 ウォーミングアップ ストレッチング、等の言葉で代表 類似の言葉：よく肩を回す等	41 3 22 3	69	(18.2)
B.整理運動、整理体操等の言葉で代表	7	7	(1.8)
C.保護具の使用：テーピング サポーター、たび、かかとあて等 コルセットの使用、さらしを巻く	31 47 6	84	(22.2)
D.打突の工夫	5	5	(1.3)
(2)日常生活に関連			
A.よく寝る、ビタミン剤を飲む等 B.冷やさない、暖かくする等 C.風呂、風呂でマッサージ等の言葉で D.ランニング、筋肉トレーニング	3 10 9 4	26	(2.6)
治療的工夫			
(1)稽古に関連			
A.練習量を減らす、稽古の中断、安静等の言葉を記入	22	22	(5.8)
(2)日常生活に関連			
A.自分で治療： 冷湿布、水で湿布等の言葉を記入 単にシップ、湿布と記入 塗り薬、鎮痛剤、消炎軟膏等の商品名を記入 マッサージ 温泉療法等	6 15 14 36 4	75	(19.8)
B.指導を受け自分で実践： 電気治療、電気マッサージ、低周波等 整骨術、西野式体操、カイロプラクティック	11 3	14	(3.7)
C.他者による治療： a.医師による： 整形外科等の診療科名をあげている、手術を受けた、通院中等の言葉 b.医師以外： あん法 接骨 針治療 指圧 マッサージ師	10 1 2 7 4 2	16	(4.2)

工夫の記入合計：328、回答者合計：379、*：中項目合計/回答者合計(379)の百分率

表2 医師が挙げた疼痛と工夫

疼痛部位	日常生活関連	準備運動関連	稽古に関連	治療的
腰痛	車の運転をしない ソファでの安楽姿勢を避ける エレベーターを使わない 階段の2段駆上がり 上体の強化 保温	ストレッチ 十分な準備運動 前屈体操 柔軟体操	すり足で打突 過度の練習を回避 適切な初歩の指導 居合中に帯を使用 姿勢動作に注意	腹筋の強化 鉄棒ぶら下がり 腰痛体操 消炎剤の使用
左アキレス腱	冷やさない 寝るときにソックスを使用	ストレッチ 十分な準備運動 伸展・収縮・跳躍	左右の足幅を狭く 正しい踏み込み しゅもく足の矯正 左右へ体重をかけ過ぎない稽古 サポーター	湿布
右肘	リハビリ訓練	屈伸・回前回後 (終了後柔軟体操)	稽古着にサポーターを縫着 スポンジ肘当て 真剣による居合練習 正しい打突・姿勢 竹刀の持ち方 基本に忠実に 試合稽古のし過ぎを避ける	消炎鎮痛剤
右肩	保温 無理に動かす 加重せず動かす 毎朝入浴	上肢をよく回す 十分な準備運動 (練習後の柔軟体操)	稽古量を増やす サポーター 上体が力まぬ打突 正しい打突・姿勢 竹刀の持ち方 基本に忠実に 試合稽古のし過ぎを避ける	湿布 針治療

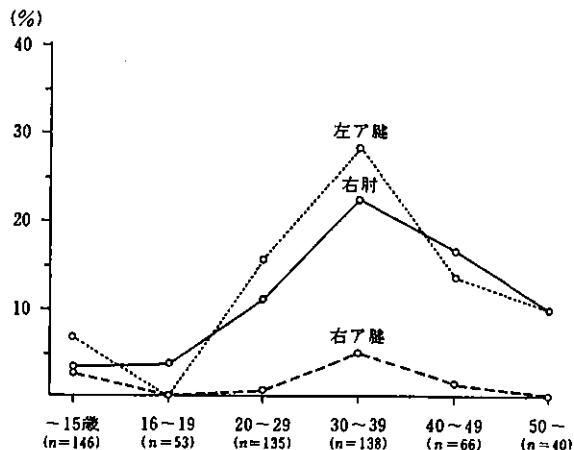


図3 年齢階層別の疼痛部位
その3. 30～39歳で有訴率が最も高い部位

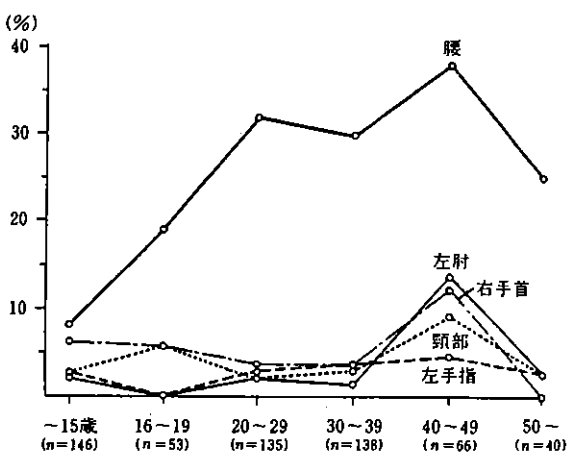


図4 年齢階層別の疼痛部位
その4. 40～49歳で有訴率が最も高い部位

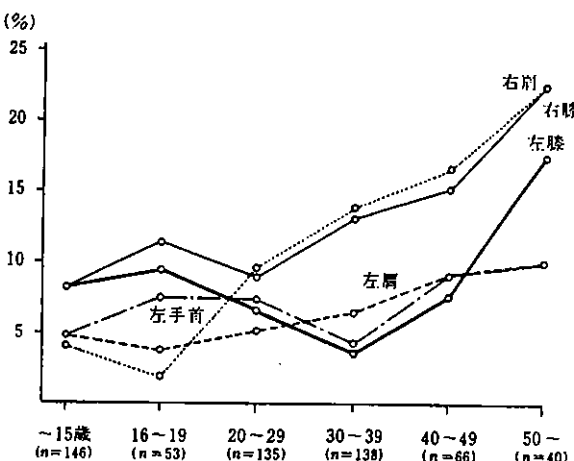
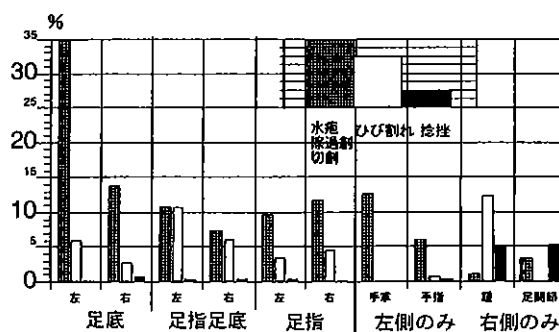


図5 年齢階層別の疼痛部位
その5. 50歳以上で有訴率が最も高い部位

回答者が考える損傷の原因（重複回答）

	男子	女子	合計
自分の稽古の仕方	10 (19.6%)	9 (17.6%)	19 (37.2%)
自分の身体的特徴	3 (5.9%)	5 (9.8%)	8 (15.7%)
過去の損傷に起因	6 (11.8%)	2 (3.9%)	8 (15.7%)
稽古量が多い	5 (9.8%)	2 (3.9%)	7 (13.7%)
不可抗力、事故	2 (3.9%)	3 (5.9%)	5 (9.8%)
稽古内容	3 (5.9%)	0	3 (5.9%)
その他	1 (2.0%)	0	1 (2.0%)
合計	30 (58.9%)	21 (41.1%)	51 (100%)

剣道選手の手足の損傷部位の左右差



大学生剣道選手における手足の損傷とその処置の現状

目的

大学生剣道選手による手足損傷の現状と足部保護具の使用状態を知り、(サポーター、テーピング、足袋など)損傷予防と悪化を未然に防ぐ方法を考察する。

手足の水疱・擦過創・切創の処置

	男子151名	女子111名
(1) 放置	58 (38.4%)	16 (14.4%)
(2) ガーゼのみ	22 (14.6%)	20 (18.0%)
(3) 洗浄後ガーゼ	22 (14.6%)	26 (23.4%)
(4) 消毒後ガーゼ	49 (32.4%)	49 (44.2%)

2×4表 χ^2 検定で比率に有意差がある ($p<0.001$)

(1)+(2) vs (3)+(4)とした場合の χ^2 検定で有意差がある ($p<0.001$)

調査対象

中国四国学生剣道大会 (1992年5月松山)
33大学大学選手289名 (回答率82.1%)

	回答者 (%)	経験年数	段位モード
男子	170名 (75.9)	11.7±2.9	3段 (55.0%)
女子	119名 (93.0)	8.6±3.6	3段 (48.7%)
合計	289名 (82.1)	10.5±3.5	3段 (52.5%)

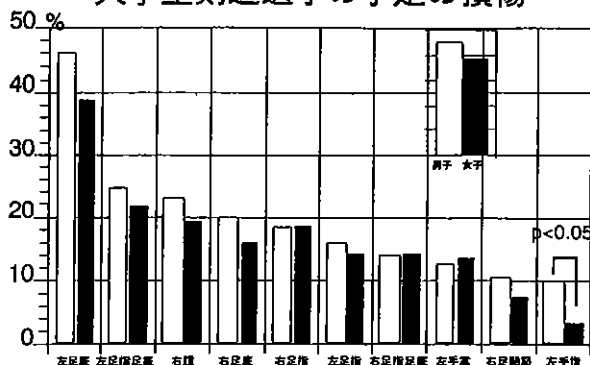
手足のひび割れの処置

	男子151名	女子105名
(1) 放置	46 (30.4%)	22 (21.0%)
(2) ガーゼ付き絆創膏	35 (23.2%)	16 (15.2%)
(3) 皮膚を削ってガーゼを	33 (21.9%)	29 (27.6%)
(4) 皮膚塗布剤を使う	21 (13.9%)	27 (25.7%)
(5) 皮膚も削り塗布剤も	16 (10.6%)	11 (10.5%)

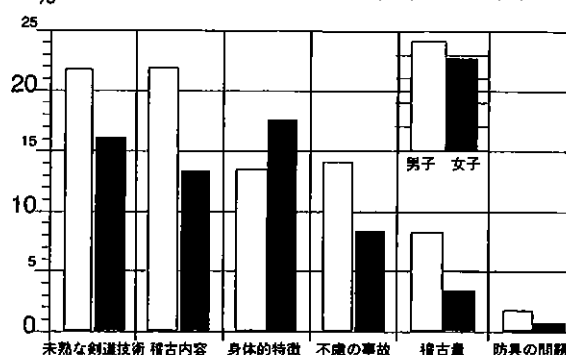
2×5表 χ^2 検定で比率に有意差がある ($p<0.05$)

(1)+(2) vs (3)+(4)+(5)とした場合の χ^2 検定で有意差がある ($p<0.01$)

大学生剣道選手の手足の損傷



% 回答者が考える手足の損傷の原因



足部プロテクター使用の 剣道選手の直接検診と結果

目的

足部テーピング、サポーター、足（以下、保護具と言う）の使用許可を申請した大学生剣道選手に対して直接検診を行い、足部障害と保護具使用の現状把握および障害の原因と予防について検討する。

調査対象

中四国学生剣道優勝大会（松山）で保護具使用願いを提出した43名（男子25名、25/224名 11.2%、女子18名、18/128名 14.1%）である。

申請保護具の種類

	男子	女子	合計
テーピング	22 (51.8%)	13 (30.2%)	35 (81.4%)
足袋	3 (7.0%)	1 (2.3%)	4 (9.3%)
サポーター	0	4 (9.3%)	4 (9.3%)
合計	25 (58.2%)	18 (41.8%)	43 (100%)

足部保護具の使用部位

テーピング35名	左第1足指足底 18名 左足底部 9名 右踵部 3名 右第1足指足底 2名 他部位 各1名
タビ 4名	右足3名 左足1名
サポーター 4名	左下腿3名 左踵1名

保護具申請を行った際の病名

	男子 25名	女子18名	合計 43名
ひび割れ	19 (44.2%)	10 (23.3%)	29 (67.5%)
まめ	3 (7.0%)	2 (4.6%)	5 (11.6%)
肉離れ	0	3 (7.0%)	3 (7.0%)
捻挫	1 (2.3%)	0	1 (2.3%)
その他	2 (4.6%)	3 (7.0%)	5 (11.6%)

保護具の使用時期（拓一回答）

	男子	女子	合計
普段の稽古中	21 (51.2%)	15 (36.6%)	36 (87.8%)
試合の時のみ	2 (4.9%)	1 (2.4%)	3 (7.3%)
日常生活でも	0	2 (4.9%)	2 (4.9%)
合計	23 (56.1%)	18 (43.9%)	41 (100%)

検診結果での障害程度の評価

評価	男子	女子	合計
使用の必要なし	0	0	0
許可/要包交*	21 (52.5%)	13 (32.5%)	34 (85.0%)
許可/要精査*	2 (5.0%)	2 (5.0%)	4 (10.0%)
許可/要治療*	0	2 (5.0%)	2 (5.0%)
	23 (57.5%)	17 (42.5%)	40 (100%)

※要包交：消毒や包帯の治療の必要なもの
要精査：診断のために検査の必要なもの
要治療：診断がつき、包交以外の治療が必要なもの

疼痛の強さ

	男子	女子	合計
睡眠障害	0	1 (2.6%)	1 (2.6%)
安静時痛	1 (2.6%)	1 (2.6%)	2 (5.2%)
圧痛	17 (43.6%)	9 (22.9%)	26 (66.5%)
運動時痛	0	3 (7.7%)	3 (7.7%)
予防のため	5 (12.8%)	2 (5.2%)	7 (18.0%)
合計	23 (59.0%)	16 (41.0%)	39 (100%)

連盟規約の変遷

資料

昭和二九年の四国大學々生剣道連盟(假稱)規約

第一章 總 則

第一條 本連盟は四国大學々生剣道連盟(以下連盟と稱す)と稱す。

第二條 本連盟の事務所は高松市宮脇町香川大學剣道部に置く。

第三條 本連盟は四国地区に所在の大學及學部の剣道部を以て組織する。

第二章 目的及事業

第四條 本連盟は學校剣道を振興せしめ、學生剣道愛好者の体力の向上と各大學(學部)の剣道部の連絡とスポーツ精神の涵養を図るを目的とする。

第五條 本連盟は前条の目的を達成する為めに左の事業を行う。

一、學生剣道の振興普及に必要な調査連絡研究及諸種の事業計画並実施。

二、四国大學剣道大會の開催。

三、全日本學生剣道選手權大會に参加する。

四、其の他本連盟の目的達成に必要なと認める事項。

第三章 役 員

第六條 本連盟に左の役員を置く。

會長一名、副會長二名、理事長一名、理事若干名、會計理事一名、顧問若干名を置くことが出来る。

第七條 會長、副會長は理事會で推挙する。

會長は本連盟を代表し會務を總理する。

副會長は會長を補佐し會長事故あるときはその職務を代理する。

理事長は理事會で選出して會長が委嘱する。

理事長は理事會の決定事項並に緊急事項を掌理する。

理事は各加盟団体より二名選出する。理事は會務を審議する。

顧問は理事會で推挙し會長が委嘱し理事會の諮問に應ずる。

第八條 役員任期は一ヶ年とする。但し再任を妨げない。

第一章 總 則

第一條 (名稱) 本連盟は中四国學生剣道連盟と稱する。

第二條 (本部) 本連盟の本部は幹事長の属する大學を幹事校と稱しこれに置く。

第三條 (目的) 本連盟は學生間における剣道の奨励、その健全なる発達、並びに、加盟団体相互の親睦、融和を図り、學生スポーツの發展に寄与することを以て目的とする。

第四條 (事業) 本連盟は前条の目的を達成する為に左の事業を行う。

第四章 會 議

第九條 會議は總會及理事會の二種とする。總會は本連盟の最高決議機關で毎年一回會長之を召集する。

第十條 會議は定員数の半数以上で成立し議事は出席の過半数で決定する。

第五章 會 計

第十一條 本連盟加盟団体は年額〇〇円の會費を収めねばならぬ。

第十二條 會計年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る。

附 則

第十三條 本連盟規約は昭和廿九年十一月三十日から実施する。

昭和四一年の中四国學生剣道連盟規約

1. 中四国學生剣道大會の開催(選手權大會、及び優勝大會)。

2. 記録の集録、並びに保存。

3. 其の他、本連盟の目的達成に必要なとする事項。

第二章 組 織

第五條 (組織) 本連盟は中國、四国に存在する大學、及び短期大學にて剣道を行う団体を以て組織する。

第六條 (加盟) 本連盟加入に當りては、その必要事項を幹事會に提出、一年間を経た後、幹

第七 事会の決議を経るを要する。

第八 (脱退) 本連盟脱退に當りては幹事会の承認を得るを要する。

第九 (登録) ①本連盟に属する各団体は、毎年四月末日までに、左に掲げる事項を本連盟に報告しなければならない。

1. 名称

2. 所在地

3. 連絡場所並びに電話番号

4. 役員名、並びに主將、中四国連盟幹事の住所(電話番号)

5. 部員名

6. 其の他必要と認められる事項

②右の事項を変更した場合は、直ちに本連盟に報告しなければならない。

第三章 役員

第九 (役員) 本連盟に左の役員を置く。

会長 一名

幹事長 一名

幹事 各校一名

第十 (任期) 1. 役員の任期は四月より翌年三月末日までとする。但し重任を妨げない。

2. 役員が其の任期中交代する場合、後任者の任期は前任者の残余任期とする。

第十一 (会長) 1. 会長は幹事会の推薦により決定される。但し学生以外のものとする。

2. 会長は、本連盟を代表する。

第十二 (幹事長) 1. 幹事長は幹事会において幹事の互選により、決定される。

2. 幹事長は本連盟を統轄し会務を処理する。

3. 幹事長は幹事会を招集し、これを代表する。

第十三 (幹事) 1. 幹事は加盟団体の代表機関として各校の推薦により選出され、幹事会において承認される。

2. 幹事は会務の円滑な遂行に當る。

第四章 機関

第十四 (機関) 1. 本連盟に幹事会を置く。

2. 必要と認められる補助機関は幹事会の決定により設けることができる。

第十五 (幹事会) 幹事会は本連盟の最高決議機関であり企画立案及び実施機関である。

第十六 1. 定例幹事会は毎年一回三月下旬に幹事長が招集する。

2. 臨時幹事会は会長又は幹事長が必要と認めたる場合及び幹事の三分の一以上の要請があった場合幹事長が招集する。

第十七 1. 幹事会は加盟団体幹事を以て構成し、構成員の三分の二以上の出席により成立する。幹事長は議長となる。

2. 幹事は委任状により代理出席できる。

第十八 幹事会における議決権は各構成員につき一票とする。

第十九 幹事会における議決は出席幹事の過半数を以て決議する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

20 幹事会は左の事項を審議決定する。

1. 役員の選出、承認

2. 事業計画

3. 予算及び決算

4. 規約の改正

5. 其の他重要事項

第五章 会計

第二十一 (経費) 本連盟の経費は会費、寄付金、其の他の収入を以て充てる。

第二十二 (会費) 1. 本連盟の会費は年間壹千五百円とする。

2. 会費は、その年の春期大会までに納入

第二十三 (会計年度) 本連盟の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日を以て終る。

第二十四 (予算決算) 本連盟の予算及び決算は共に幹事会の承認を得なければならない。

第六章 罰則

第二十五 (罰則) 本連盟加盟団体が本連盟規約に違反した場合、日本学生剣道連盟会費を一年以上納めない場合は、幹事会は、これを調査し、その報告に基づく決議により警告、加盟団体の地位に基づく権利の行使の停止又は除名を行う事ができる。

但し、除名の場合は出席幹事の三分の二以上の同意を要する。

第七章 解散

第二十六 (解散) 本連盟の解散は全幹事の同意を得、本連盟会長及び本連盟の加盟団体に届け出なければならない。

第八章 附則

第二十七 (大会規約) 大会規約は別にこれを定める。

第二十八 (改正) 1. 本連盟の規約を変更、改正する場合は幹事会の三分の二以上の同意を得るを要する。

2. 本連盟規約を変更、改正した場合は、本連盟会長及び本連盟の加盟団体に届け出なければならない。

第二十九 本連盟規約は昭和四十一年五月十五日より実施する。

昭和四十九年の中四国学生剣道連盟規約

第一章 総則

第一条 (名称) 本連盟は、中四国学生剣道連盟と称する。

第二条 (本部) 本連盟の本部は、幹事長の属する大

学を幹事校と称し、これに置く。

第三条 (目的) 本連盟は、学生間における剣道の奨励その健全なる発達、並びに加盟団体相互の親睦、融和を図り、学生スポーツの発達に寄与する事を以て目的とする。

第四条 (事業) 本連盟は、前条の目的を達成する為に左の事業を行う。

1. 中四国学生剣道大会の開催(選手権大会及び優勝大会)
2. 記録の集録、並びに保存
3. その他、本連盟の目的達成に必要な事項

第二章 組織

第五条 (組織) 本連盟は、中国、四国地区に存在する大学にて剣道を行う団体を以て組織する。

第六条 (加盟) ①本連盟加入に当りては、その必要事項を幹事会に文書で届け出、一年の準加盟期間を経た後、翌年の該当幹事会の決議を経ることを要する。

②準加盟団体は、加盟団体に準じるものとし該当大会の出場はこれを認めない。

第七条 (脱退) 本連盟脱退に当りては、幹事会の承認を得るを要する。

第八条 (登録) ①本連盟に属する各団体は、毎年四月末日までに左に掲げる事項を本連盟に報告しなければならない。

1. 名称
2. 所在地
3. 連絡場所並びに電話番号
4. 役員名並びに主将・中四国連盟幹事の住所(電話番号)
5. 部員名
6. その他、必要と認められる事項

②右の事項を変更した場合は、直ちに本連盟に報告しなければならない。

第三章 役員

第九条 (役員) 本連盟に左の役員を置く。

副会長 二名

顧問 三名

幹事長 一名

男子局長 一名

男子副局長 二名

女子局長 一名

女子副局長 二名

会計 男女各一名

会計監査 二名

規約監査 二名

幹事 各校男女各一名

(任期) ①役員の任期は、最終幹事会より翌年の最終幹事会までとする。ただし、最終幹事会は、毎年一月に幹事長が召集する。

②役員がその任期中交代する場合、後任者の任期は前任者の残余任期とする。

(会長) ①会長は幹事会の推薦により決定される。但し、学生以外のものとする。

②会長は本連盟を代表する。

(副会長) ①副会長は幹事会の推薦により決定される。但し、学生以外のものとする。

②副会長は会長を補佐し、会長に支障ある場合は会長に代わり本連盟を代表する。

(顧問) ①顧問は幹事会の推薦により決定される。但し、学生以外のものとする。

②顧問は、連盟役員の相談にあずかるものとする。

(幹事長) ①幹事長は、幹事会において幹事の互選により決定される。

②幹事長は本連盟を統轄し会務を処理する。

③幹事長は幹事会を召集し、これを代表する。

(局長) ①局長は幹事会において幹事の互選により決定される。

第一七条

互選により決定される。

②副局長は局長を補佐することを主たる任務とする。

(会計) ①会計は幹事長の指名、幹事会の承認によって決定される。

②会計は本連盟の会計を司り、予算決算を監査及び幹事会に報告しなければならない。

(監査) ①監査は幹事会において、幹事長、会計の所属する大学以外から幹事の互選により決定される。

②監査は会計監査二名、規約監査二名とし、それぞれが本連盟の会計・規約両面における監督を行う。

第一九条

(幹事) ①幹事は各加盟団体の代表として男女各一名選出され、幹事会において承認される。

②幹事は会務の円滑な遂行に当たる。

第四章 機関

第二〇条

(機関) ①本連盟に幹事会を置く。

②必要と認められる補助機関は、幹事会の決定により設けることができる。

第二一条

(幹事会) 幹事会は本連盟の最高議決機関であり、企画立案及び実施機関である。

第二二条

①定例幹事会は毎年一回四月に幹事長が召集する。

②臨時幹事会は会長又は幹事長が必要と認めたる場合、及び幹事の三分の一以上の要請があつた場合、幹事長が召集する。

第二三条

①幹事会は加盟団体幹事を以て構成し、構成員の三分の二以上の出席により成立する。

第二四条

①幹事は委任状により代理出席できる。

第二五条

幹事会における議決は議決総票数の過半数を以て決議する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第二六条

幹事会は左の事項を審議決定する。

昭和六一年の中四国学生剣道連盟規約

第一章 総則

第一条【名称】本連盟は、中四国学生剣道連盟と称す

第二条【所属】本連盟は、全日本学生剣道連盟に地域

る。

- ① 役員の選出承認
- ② 事業計画
- ③ 予算及び決算
- ④ 規約の改正
- ⑤ その他重要事項

第五章 会 計

第二七条 (経費) 本連盟の経費は会費、寄付金、其の他の収入を以て充てる。

第二八条

(会費) ①本連盟の構成団体は一団体につき、連盟が定めるところの会費を毎年納入しなければならない。

②加えて各団体構成員は、本連盟会費として定めるところの入会費、個人登録費を納入しなければならない。入会並びに個人登録をしていないものは、第四条に定めるところの本連盟企画による各種事業に参加することができない。

③会費はその年の春期大会までに納入しなければならない。

第二九条

(会計年度) 本連盟の会計年度は毎年一月一日に始まりその年の十二月三十一日を以て終り、三月三十一日までに幹事会において決算の承認を得なければならない。

第三〇条

(予算決算) 本連盟の予算及び決算は、共に幹事会の承認を得なければならない。

第六章 罰 則

第三一条

(罰則) ①本連盟加盟団体が本連盟規約に違反した場合、もしくは全日本学生剣道連盟会費を一年以上納めない場合、幹事会はこれを調査しその報告に基づく決議により警告、加盟団体の地位に基づく権利の行使の停止又は

除名を行なうことができる。

②各加盟団体の幹事あるいは代表者が幹事会代表者会議の召集を受けたにもかかわらず幹事長に無届けで該当大会前に二回以上欠席した場合、又は各加盟団体分担金等連盟納入金を無断滞納した場合も前項に準ずる。

③全日本学生剣道連盟及び中四国学生剣道連盟その他各地区学生剣道連盟主催の大会への予選通過後もしくは出場の申し込み後、幹事長に無断で該当大会欠場をした場合には、その個人及び団体の権利行使の停止及び連盟除名を行うことができる。

④但し、幹事会においてやむを得ないと認められた場合はこの限りでない。尚、当罰則適用の場合は出席幹事の三分の二以上の同意を要する。但し委任状は認めない。

第七章 解 散

第三二条

(解散) 本連盟の解散は全幹事の同意を得、本連盟会長及び本連盟の加盟団体に届け出なければならない。

第八章 附 則

第三三条

第三四条

(大会規約) 大会規約は別にこれを定める。
(改正) ①本連盟の規約を変更改正する場合は、幹事会の三分の二以上の同意を得るを要する。

②本連盟規約を変更改正した場合は、本連盟会長及び本連盟加盟団体に届け出なければならない。

第三五条

第三六条

本連盟規約は、昭和四十一年五月十五日より実施する。
本連盟規約は昭和四十九年より改正実施する。

連盟として所属する。

第三条【本部】本連盟の本部を本部事務局所在地に置く。

第四条【目的】本連盟は、学生間に於ける剣道の奨励発展と加盟団体相互の緊密な連携を図り、剣道水準の向上及び発展に寄与することを以て目的とする。

第五条【事業】本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 中四国学生剣道各種大会の開催
2. 講習会・研修会等の開催
3. 剣道に関する調査・研究
4. 記録の集録並びに保存
5. その他前条の目的達成のために必要と認めた事項

第二章 組 織

第六条【組織】本連盟は、中国・四国地区に存在する大学にて剣道を行う団体を以て組織する。

第七条【加盟・脱退】①本連盟に加盟・脱退する場合は、幹事会の議決を経て、会長の承認を得なければならない。

②本連盟に加盟を希望する団体は加盟申請願並びに本規約第八条に定める書類を会長に提出しなければならない。

③加盟を承認された団体は本規約第二三条に定める連盟会費を納入しなければならない。

④新規加盟については、剣道部創立後一年経過したもので、一年間準加盟とする。

⑤準加盟に関する事項は別に定める。

第八条【登録】①各加盟団体は、毎年四月末日までに次に掲げる事項を書類を以て本連盟に報告しなければならない。

1. 名称
2. 所在地
3. 連絡場所並びに電話番号
4. 役員名並びに主将・幹事の住所(電話番号)
5. 大学の行事日程

6. その他、必要と認められる事項

②各加盟団体は、毎年四月末日までに部員名簿を提出しなければならない。

③各加盟団体は、本条に定める登録事項に変更を生じた場合は直ちに本連盟に報告しなければならない。

第三章 役員

第九条【役員・任期】①本連盟に次の役員を置く。役員の任期は二年とする。

会長 一名

副会長 二名

評議員 十二名

顧問 若干名

会計顧問 若干名

②本連盟に次の学生役員を置く。学生役員の任期は一年とする。

幹事長 一名

副幹事長 二名

常任幹事 若干名

幹事 若干名

監事 二名

③前項の学生役員は毎年一月末日までに幹事会において選出される。

④役員がその任期中交代した場合、後任者の任期は前任者の残余任期とする。

第十条【会長】①会長は幹事会の推薦により決定される。

②会長は本連盟を代表する。

③特に必要と認めた場合、名誉会長を置くことができる。

第十一条【副会長】①副会長は会長が幹事会の同意を得てこれを委嘱する。

②副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

第十二条【評議員】評議員は幹事会より推薦された者に、つき会長がこれを委嘱する。

第十三条【顧問】①顧問は本会の会長若しくは副会長経験者又は本連盟に功績のあった者の中から、

会長が幹事会の同意を得てこれを委嘱する。

②特に必要と認めた場合、常任顧問を置くことができる。

第十四条【会計顧問】①会計顧問は会長が評議員会に諮ってこれを委嘱する。

②会計顧問は本連盟の業務及び会計を監査する。

第十五条【幹事長】①幹事長は幹事会において選出される。

②幹事長は本連盟の会務を総括する。

③幹事長は幹事会を召集し議長となる。

第十六条【副幹事長】①副幹事長は幹事会において選出される。

②副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはこれを代行する。

第十七条【常任幹事】①常任幹事は幹事会において選出される。

②常任幹事は企画部・広報部・会計部・女子部の各担当に充たる。

第十八条【幹事】①幹事は加盟団体から推薦された者を充てる。但し、人数については別に定める。

②幹事は会務の円滑なる遂行にあたる。

第十九条【監事】①監事は幹事会において選出され、他の本部役員を兼ねることができない。

②監事は本連盟の業務及び会計を監査する。

第四章 機関

第二十条【機関】①本連盟の機関として幹事会及び評議員会を設ける。

②必要により専門委員会等を幹事会の決定によって置くことができる。

第二十一条【幹事会】①幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事及び幹事を以て構成する。

②幹事会は本連盟の最高議決機関であつて次の事項を議決する。

1. 役員の選出

2. 事業計画及び事業報告

3. 予算及び決算

4. 規約の改正

5. その他の重要事項

③定例幹事会は常会を毎年四月に、その他七月、十一月及び翌年一月に開催する。一月定例幹事会を最終幹事会とする。

④臨時幹事会は幹事長が必要と認めた場合、又は幹事の三分の一以上の要請があつた場合に開催する。

⑤幹事会は幹事の三分の二以上の出席によって成立し、出席幹事の過半数を以て議決する。

賛否同数の場合は議長がこれを決する。

⑥常任幹事会は幹事長・副幹事長・常任幹事を以て構成し、会務の企画立案を審議し幹事会に提出する。又、緊急事項の議決に当り、幹事会の承認を得る。議決は三分の二以上の同意によつて議決される。

⑦諸幹事会は委任状により代理出席できる。

⑧本連盟の規約を変更改正する場合は、幹事会で三分の二以上の承認を得、本連盟会長に届出なければならない。

第二十二条【評議員会】①評議員会は会長がこれを召集し議長となる。

②評議員会は、常任顧問、会長、副会長、評議員で構成する。

③評議員会は、本連盟の重要事項及び緊急事項につき会長の諮問に応じ会長を補佐する。

④評議員会は、必要に応じ、幹事会に対し助言を行うことができる。

第五章 会計

第二十三条【経費】本連盟の経費は、連盟会費・寄付金その他の収入を以て充てる。連盟会費については別に定める。

第二十四条【会計年度】本連盟の会計年度は毎年一月一日に始まり、その年の十二月三十一日を以て終る。

第二十五条【予算・決算】①本連盟の予算は、幹事会の承認を得なければならない。

②本連盟の決算は、最終幹事会までに終了し、会計顧問及び監事の監査報告と共に幹事会の

承認を得なければならない。

第二六条【会計事務】本連盟の会計事務は、常任幹事一名・幹事三名がこれにあたる。

第二七条【監査請求】幹事会は構成員の三分の一以上の連署を以て会長に監査の請求をすることができる。請求を受けた会長は直ちに会計顧問及び監事に監査を命じ、その結果を速やかに幹事会に通知しなければならない。

第六章 罰則

第二八条【罰則】本連盟加盟団体が本連盟規約に違反し本連盟の名誉を傷つけ又は秩序を乱した場合、本連盟は特別の委員会を設けてこれを調査し、その報告に基づき、幹事会の議決により警告、権利の停止、又は除名を行うことができる。但し、除名の場合は幹事の四分の三以上の同意を要する。権利の停止は幹事会の議決により解除することができる。

第七章 解散

第二九条【解散】本連盟の解散は幹事総数の三分の二以上の同意を得、本連盟会長に届出なければならない。

第八章 附則

第三十条【細則】本連盟規約に必要な細則は幹事会の議を経て決定する。

第三十一条【施行】

- 一、本連盟は、昭和三十三年に発足する。
- 一、本規約は、昭和四十一年五月十五日より施行する。
- 一、本規約は、昭和六十一年四月 六日より改正実施する。

中四国学生剣道連盟細則

第一条 規約第一章第五条1の規定に関しては大会規約を別に定める。

第二条 規約第二章第六条の規定について、加盟できる団体は1大学1団体とする。また、同好会等については本連盟には加盟を認めるが、全

日本学生剣道連盟の主催する諸事業には参加できない。

第三条 規約第二章第七条2項の規定により届出様式を様式1と定める。

第四条 規約第二章第七条5項の規定について準加盟大学は、加盟大学に準ずるものとし、準加盟期間に規約第六章第二八条に抵触した場合は、除名の手続きを行う。

第五条 規約第二章第八条1項の規定により届出様式を様式2と定める。

第六条 規約第二章第八条2項の規定により届出様式を様式3と定める。

第七条 規約第三章第十七条の規定により常任幹事の企画部・広報部・会計部・女子部各担当の任務を次の通り定める。

1. 常任幹事（企画部・広報部・会計部・女子部）の各担当者を中心に幹事がそれぞれの仕事を分掌する。
 2. 企画部は、規約第一章第五条（4を除く）の規定に関して企画立案を行い、幹事会に報告し実施する。
 3. 広報部は、規約第一章第五条4の規定（大会のみならず学連全般に渡る）に関するもの、剣道雑誌への投稿、及び中四国学生剣道大会に於けるパンフレット等の作成に当る。
 4. 会計部は、規約第五章の規定に関して実務に当る。
 5. 女子部は、女子剣道向上のための、企画立案事務等に当る。
- 第八条 規約第三章第十八条1項の規定により幹事

は各大学一名を基本とし、定数を幹事会で定める。

第九条 規約第四章第二一条7項の規定により委任状の届出様式を様式4と定める。代理出席が出来なく欠席する場合は欠席届を提出する。これに違反する場合は、規約第六章第二八条の規定により処分を受けることがある。

第十条 規約第四章第二二条第3項の規定について評議員会の議決は全員の同意によって議決される。

第十一条 規約第五章第二三条の規定により連盟会費を次の通り定める。

1. 連盟登録費を一大学につき、金壹萬円とする。但し、十名未満の大学は一名につき金壹千円とする。
 2. 個人登録費を一名につき金壹千二百円とする。
 3. 全日本学生剣道連盟登録費を一名につき金壹千円とする。
 4. 他に幹事会の議決により特別会計を設けることができる。
 5. 連盟会費を納入していない場合、全日本学生剣道連盟並びに中四国学生剣道連盟主催の事業に参加出来ないことがある。
 6. 連盟会費を一年以上納めない場合は、規約第六章第二八条の規定により処分を受けることがある。
- 第十二条 一、本細則は、昭和四十一年五月十五日より施行する。
- 一、本細則は、昭和六十一年四月 六日より改正実施する。

平成五年の中四国学生剣道連盟規約

第一章 総則

第一条【名称】本連盟は、中四国学生剣道連盟と称する。

第二条【所属】本連盟は、全日本学生剣道連盟に地域連盟として所属する。

第三条【本部】本連盟の本部を本部事務局所在地に置く。

第四條【目的】本連盟は、学生間に於ける剣道の奨励

発展と加盟団体相互の緊密な連携を図り、剣道水準の向上及び発展に寄与することを以て目的とする。

第五條【事業】本連盟は、前条の目的を達成するため

に次の事業を行う。

1. 中四国学生剣道各種大会の開催
2. 講習会・研修会等の開催
3. 剣道に関する調査・研究
4. 記録の集録並びに保存
5. その他前条の目的達成のために必要と認めた事項

第二章 組織

第六條【組織】本連盟は、中国・四国地区に存在する大学にて剣道を行う団体を以て組織する。

第七條【加盟・脱退】①本連盟に加盟・脱退する場合は、幹事会の議決を経て、会長の承認を得なければならない。

②本連盟に加盟を希望する団体は加盟申請願並びに本規約第八条に定める書類を会長に提出しなければならない。

③加盟を承認された団体は本規約第三条に定める連盟会費を納入しなければならない。

④新規加盟については、剣道部創立後一年経過したもので、一年間準加盟とする。

⑤準加盟に関する事項は別に定める。

第八條【登録】①各加盟団体は、毎年四月末日までに次に掲げる事項を書類を以て本連盟に報告しなければならない。

1. 名称
 2. 所在地
 3. 連絡場所並びに電話番号
 4. 役員名並びに主将・幹事の住所（電話番号）
 5. 大学の行事日程
 6. その他、必要と認められる事項
- ②各加盟団体は、毎年四月末日までに部員名簿を提出しなければならない。

第三章 役員

③各加盟団体は、本条に定める登録事項に変更を生じた場合は直ちに本連盟に報告しなければならない。

第九條【役員・任期】①本連盟に次の役員を置く。役員の任期は三年とする。

- | | |
|-------|-------|
| 会 長 | 一名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 評 議 員 | 一 二 名 |
| 顧 問 | 若干名 |
| 会計顧問 | 若干名 |
- ②本連盟に次の学生役員を置く。学生役員の任期は一年とする。

- | | |
|---------|-----|
| 幹 事 長 | 一名 |
| 副 幹 事 長 | 二 名 |
| 常 任 幹 事 | 若干名 |
| 監 事 | 二 名 |

③前項の学生役員は毎年一〇月末日までに幹事会において、幹事の立候補により選出される。

④役員がその任期中交代した場合、後任者の任期は前任者の残余任期とする。

第一〇條【会長】①会長は幹事会の推薦により決定される。

②会長は本連盟を代表する。

③特に必要と認めた場合、名誉会長を置くことができる。

第一一條【副会長】①副会長は会長が幹事会の同意を得てこれを委嘱する。

②副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

第二二條【評議員】評議員は幹事会より推薦された者につき会長がこれを委嘱する。

第三三條【顧問】①顧問は本会の会長若しくは副会長経験者又は本連盟に功績のあった者の中から、会長が幹事会の同意を得てこれを委嘱する。

②特に必要と認めた場合、常任顧問を置くことができる。

③顧問は連盟役員の相談にあずかるものとする。

第一四條【会計顧問】①会計顧問は会長が評議員会に諮ってこれを委嘱する。

②会計顧問は本連盟の業務及び会計について、助言する。

第一五條【幹事長】①幹事長は幹事会において選出される。

②幹事長は本連盟の会務を総括する。

③幹事長は幹事会を召集し議長となる。

第一六條【副幹事長】①副幹事長は幹事会において選出される。

②副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはこれを代行する。

第一七條【常任幹事】①常任幹事は幹事会において選出される。

②常任幹事は企画部・広報部・会計部・女子部の各担当に充たる。

第一八條【監事】①監事は幹事会において選出され、他の本部役員を兼ねることができない。

②監事は本連盟の業務及び会計を監査する。

第一九條【幹事】①幹事は加盟団体から推薦された者が当たり、加盟団体を代表する。但し、人数については別に定める。

②幹事は会務の円滑なる遂行にあたる。

第二〇條【機関】①本連盟の機関として幹事会及び評議員会を設ける。

②必要により専門委員会等を幹事会の決定によって置くことができる。

第二一條【幹事会】①幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事及び幹事を以て構成する。

②幹事会は本連盟の最高議決機関であつて次の事項を議決する。

1. 役員の選出
2. 事業計画及び事業報告
3. 予算及び決算
4. 規約の改正

5. その他の重要事項

③ 定例幹事会は常会を毎年四月に、その他七月及び一〇月に開催する。一〇月定例幹事会を最終幹事会とする。

④ 臨時幹事会は幹事長が必要と認めた場合、又は幹事の三分の一以上の要請があった場合に開催する。

⑤ 幹事会は幹事の三分の二以上の出席によって成立し、出席幹事の過半数を以て議決する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

⑥ 常任幹事会は幹事長・副幹事長・常任幹事を以て構成し、会務の企画立案を審議し幹事会に提出する。又、緊急事項の議決に当り、幹事会の承認を得る。議決は三分の二以上の同意によって議決される。

⑦ 諸幹事会は委任状により代理出席できる。

⑧ 本連盟の規約を変更改正する場合は、幹事会で三分の二以上の承認を得、本連盟会長に届出なければならない。

第二二条 【評議員会】① 評議員会は会長がこれを召集し議長となる。

② 評議員会は、常任顧問、会長、副会長、評議員で構成する。

③ 評議員会は、本連盟の重要事項及び緊急事項につき会長の諮問に応じ会長を補佐する。

④ 評議員会は、必要に応じ、幹事会に対し助言を行なうことができる。

第五章 会 計

第二三条 【経費】本連盟の経費は、連盟会費・寄付金その他の収入を以て充てる。連盟会費については別に定める。

第二四条 【会計年度】本連盟の会計年度は毎年一〇月一日に始まり、翌年の九月三〇日を以て終る。

第二五条 【予算・決算】① 本連盟の予算は、幹事会の承認を得なければならない。

② 本連盟の決算は、最終幹事会までに終了し、会計顧問及び監事の監査報告と共に幹事会の承認を得なければならない。

第二六条 【会計事務】本連盟の会計事務は、常任幹事一名・幹事三名がこれにあたる。

第二七条 【監査請求】幹事会は構成員の三分の一以上の連署を以て会長に監査の請求をすることができ、請求を受けた会長は直ちに会計顧問及び監事に監査を命じ、その結果を速やかに幹事会に通知しなければならない。

第六章 罰 則

第二八条 【罰則】本連盟加盟団体が本連盟規約に違反し本連盟の名誉を傷つけ又は秩序を乱した場合、本連盟は特別の委員会を設けてこれを調査し、その報告に基づき、幹事会の議決により警告、権利の停止、又は除名を行うことができる。但し、除名の場合は幹事の四分の三以上の同意を要する。権利の停止は幹事会の議決により解除することができる。

第七章 解 散

第二九条 【解散】本連盟の解散は幹事総数の三分の二以上の同意を得、本連盟会長に届出なければならない。

第八章 附 則

第三〇条 【細則】本連盟規約に必要な細則は幹事会の議を経て決定する。

第三一条 【施行】

一、本連盟は、昭和三〇年に発足する。

一、本規約は、昭和四一年五月一日より施行する。

一、本規約は、昭和六一年四月六日より一部改正実施する。

一、本規約は、平成二年七月二日より一部改正実施する。

一、本規約は、平成五年一〇月一日より一部改正実施する。

中四国学生剣道連盟細則

第一一条 規約第一章第五條①の規定に関しては大会規約を別に定める。

第二一条 規約第二章第六條の規定について、加盟でき

る団体は一大学一団体とする。また、同好会等については本連盟には加盟を認めるが、全日本学生剣道連盟の主催する諸事業には参加できない。

規約第二章第七條②項の規定により届出様式を様式一と定める。

規約第二章第七條⑤項の規定について準加盟大学は、加盟大学に準ずるものとし、準加盟期間に規約第六章第二八條に抵触した場合は、除名の手続きを行う。

規約第二章第八條①項の規定により届出様式を様式二と定める。

規約第二章第八條②項の規定により届出様式を様式三と定める。

規約第三章第一七條の規定により常任幹事の企画部・広報部・会計部・女子部各担当の任務を次の通り定める。

1. 常任幹事（企画部・広報部・会計部・女子部）の各担当者を中心に幹事がそれぞれの仕事を担当する。

2. 企画部は、規約第一章第五條（4を除く）の規定に関して企画立案を行ない、幹事会に報告し実施する。

3. 広報部は、規約第一章第五條④の規定（大会のみならず学連全般に渡る）に関するもの、剣道雑誌への投稿、及び中四国学生剣道大会に於けるパンフレット等の作成に当る。

4. 会計部は、規約第五章の規定に関して実務に当る。

5. 女子部は、女子剣道向上のための、企画立案事務等に当る。

規約第三章第一九條①項の規定により幹事は各大学一名を基本とし、定数を幹事会で定める。

規約第四章第二二條⑦項の規定により委任状の届出様式を様式四と定める。代理出席が出来なく欠席する場合は欠席届を提出する。

これに違反する場合は、規約第六章第二八條

の規定により処分を受けることがある。

画部・広報部・会計部・女子部の常任幹事及び幹事を以て構成する。また必要があれば会計顧問に出席を要請することができる。

規約第五章第二三条の規定により連盟会費を次の通り定める。

②臨時常任幹事会は幹事長が必要と認めた場合、又は常任幹事会構成員の三分の一以上の要請があった場合に開催する。

1. 連盟登録費を一大学につき、一五、〇〇〇円とする。但し、一〇名未満の大学は一名につき一、五〇〇円とする。

2. 個人登録費を一名につき二、〇〇〇円とする。

3. 全日本学生剣道連盟登録費を一名につき一、三〇〇円とする。

4. 他に幹事会の議決により特別会計を設けることができる。

5. 連盟会費を納入していない場合、全日本学生剣道連盟並びに中四国学生剣道連盟主催の事業に参加出来ないことがある。

6. 連盟会費を一年以上納めない場合は、規約第六章第二八条の規定により処分を受けることがある。

規約第四章第二〇条第二項の規定により本連盟に情報センターを設置する。情報センターは、本連盟に関わる記録の収集と保存に当る。

一、本細則は、昭和四一年五月一日より施行する。

一、本細則は、昭和六一年四月六日より一部改正実施する。

一、本細則は、平成元年四月九日より一部改正実施する。

一、本細則は、平成二年四月八日より一部改正実施する。

一、本細則は、平成五年四月一日より一部改正実施する。

中四国学生剣道連盟内規

第一章 常任幹事会

第一条【構成】常任幹事会は幹事長、副幹事長、各企

第二章 旅費交通費

第三条【役員】常任顧問・会長・副会長・全日評議員・中四評議員・会計顧問の旅費交通費は会計より実費支給する。但し、交通費請求書の往復金額の下三桁（一〇〇円の位）を四捨五入する。

第四条【審判員】大会時において、役員と同様に支給する。

第五条【顧問医師】大会時において、役員と同様に支給する。

第六条【幹事役員】幹事長・副幹事長・常任幹事の旅費交通費は実費支給する。但し、全日・中四の大会へ選手として出場する場合は、支給しない。

第七条【幹事】常任幹事会へ出席する各企画部・広報部・会計部・女子部の幹事については、常任幹事会及び必要と認められた全日大会・全日常任幹事会出席の場合に実費支給する。

第八条【日当】幹事長、副幹事長、各企画部・広報部・会計部・女子部の常任幹事及び幹事が中国・四国地区を出て全日大会等や全日常任幹事会等に出席する場合に日額一、〇〇〇円を支給する。但し、選手として出場する場合は、支給しない。

第九条【宿泊費】一泊の実費を支給する。必要に応じては、朝食・夕食費用も実費支給することもある。但し、ホテル自室内等での飲食及び電話代等は自費とする。連盟に関する電話代は通信費にて別に請求すれば、実費支給する。

第一〇条【交通費加算金】①中四国学生剣道連盟主催及び主管大会における交通費加算金を次の通り支給する。

②全日大会時は、上記対象者一律に三、〇〇〇円とする。

第三章 慶弔費用

第一一条【慶事】①中四国学生剣道連盟OB連合会会員並びに中四国学生剣道連盟加盟部員が本連盟の発展に寄与したと認められた者に対して、その都度、会長・副会長に諮るものとする。

第二二条【弔辞】弔辞に関しては次の通り支給する。

対象者 病氣見舞い 香典 弔電

(入院一か月以上)(供花料を含む)

常任顧問 一〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇
会長 一〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇
副会長 一〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇
評議員 一〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇
顧問 一〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇
会計顧問 一〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇
学生幹事 三、〇〇〇 一〇、〇〇〇
任期満了 三〇、〇〇〇
引退された先輩役員(三期六年以上) 〇
②他の地域連盟等に関しては、全日本学生剣道連盟の規定に準ずる。

第四章 附則

第一三条【改正】本連盟内規は幹事会の議を経て決定する。

第一四条【施行】一、本内規は、平成二年七月二日より施行する。

一、本内規は、平成五年一〇月一日より一部改正実施する。

編集後記

●構想から四年、長いようでアツという間でした。昭和三年二月一日広島大学創部一周年記念中四国学生剣道大会が催され、これが中四国学生剣道大会の創設であり、中四国の第一回大会と長らく思っていました。実はこの日がわたしの誕生日で、中四国との運命的なものを感じていました。しかし、歴史の担当となって調査を進めるうち、昭和三〇年に第一回大会が催されたことがわかりました。この歴史編の調査の上で一番大変であったのが、昭和三〇―昭和三七年当時のことです。毎日新聞社の大阪本社でも、マイクロフィルムがあるのは昭和三八年からであり、この当時は中国四国地区で持ち回りで大会を開催していた、組織が体をなしていなかったこともあり、歴代幹事長を各大学の名簿から探すのは一苦勞でした。何はともあれ、完成してほっとしているところです。(石井博貞)

●五五年体制の崩壊、政界再編成、阪神大震災、オウム真理教事件…と戦後日本の歴史の中で、特筆に値するであろう出来事が、数多く続く中、中四国学生剣道連盟は四〇周年を迎えることになりました。中四学連を支えてこられた歴代の幹事長、学生幹事、関係者の皆さんと共に、この四〇周年の節目をよろこびたいものです。

ロウソクはその身を燃やして、周囲の人々に明かりを与えています。美しく燃えながら、次の人にその火を託し、その明かりを広げて

います。学連幹事の皆さんもまさに身を燃やして、学連の火を守り、託し、伝えてこられて今日があるわけです。ある意味においては、学生生活のほとんどを連盟のためにつき込んだできたと言ってもいいでしょう。

その先輩の努力に応えるためにも、さらに、学連は将来の剣道を支え、指導的立場にたつ人材を輩出するために、どのような学生自身の自己啓発の場を提供できるかという実践に挑戦しようとしています。

次の一〇年、二〇年後に中四学連がどのような成長した姿を私たちに見せてくれるか、大いに期待したいと思います。(木原資裕)

●四〇周年記念誌の編集委員として、多くの先輩方から「連盟発足当時の様子」「連盟の運営における苦勞話」「連盟発展のために行ったイベントの苦勞話」「教育の現場で剣道を指導することの苦勞と喜び」「仕事や家庭と剣道が両立できた喜び」など、貴重な原稿を多数いただきましたこと、大変感謝いたしております。

剣道で最も大切なことは「稽古をすること」であります。稽古とは「古(いにしえ)を、稽(かんがえる)こと」とも言われております。この四〇周年記念誌が、十分にその「稽古の場」になれると確信しています。

現在そして未来に向かって、一人でも多くの学生にこの記念誌が読んでもらえることを祈っております。(草間益良夫)

●大学に入学以来、学生剣道に携わって二〇年近くを経た今、中四国学生剣道連盟四〇周年記念誌の編集に取り組むことになり、あらためてこれまでの連盟役員の皆様のご苦勞を思い知ることになりました。ここに歴代の役員の皆様のご苦勞に対し感謝の意を表すとともに、四〇周年を喜び合いたいと思います。

今回の編集にあたって、いままさらながら各大学の監督さんや高校の先生方の中四国学生剣道連盟に対する期待の大きさを痛感しました。その期待に背かぬようこれから五〇周年、一〇〇周年を迎えるであろう学連とともに歩んでいきたいと思っています。(境 英俊)

●中四国学生剣道連盟は、私自身が育った連盟であり、愛着もひとしおのものがあります。それだけにこの度の四〇周年の記念誌は、自分史(三八歳)を振り返る心持ちで編集に参画させていただきました。

学生時代の剣道は、竹刀を媒介とした、まさに人格と人格のおつかりあいそのものであり、広く、深く、そして厳しいものがあるように思われます。近年になって、中国地方と四国地方が瀬戸大橋によって結ばれ、各大学間の交流もしやすくなりました。そこで、忘れてはならないのが、瀬戸大橋の建設に携わった関係者一人一人の努力であり、中四国連盟でいえば、連盟を支え、その発展に寄与した関係者一人一人の汗と涙です。

編集を終えて、その汗と涙の美味に感動し、

あらたな汗と涙を流していきたいという思いが深まりました。(山神真二)

●多くの先生、先輩方、現役学生からの貴重な原稿をいただきました感謝いたします。村嶋恒徳(茗溪学園教諭)氏は水墨画を快く提供してくださり、華を添えていただくことができました。のべ一五〇人以上の方が原稿を寄せてくださり、一〇〇人以上の剣士たちが登場したことによって、一風変わった記念誌ができたことを喜んでおります。

改めて四〇年を全体として振り返る機会が与えられた一人として、歩みの時々は無我夢中であつたとしても、その集積はすごいと痛感しました。

その集積のほんの一端がこの記念誌です。連盟に心を費された全ての方々に敬意を表し、特により仲間となってくれた編集委員に「一緒にやれて楽しかったよ」という気持ちを伝えたく思います。(大塚忠義)

この記念誌をきっかけに、より正確な資料が集められることを期待しています。現在、お手元に資料をお持ちの方は、大塚忠義(〒780 高知市曙町2-15-1 高知大学教育学部内)へお送り下さい。今後役に立つよう、保存しておきます。

中四国学生剣道連盟40年誌

1995年 8 月 25日 発行

編集・発行 中四国学生剣道連盟

代表者 腰 山 静 雄

〒724 東広島市鏡山1-1-2

広島大学教育学部草間研究室内

TEL 0824-24-6843

印刷 有限会社 飛 鳥

高知市朝倉針木東町21-18

TEL 0888-44-6022

四十年誌



中四国学生剣道連盟